

- 【表紙】
- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成21年10月30日
- 【発行者名】 FCインベストメント・リミテッド
(FC Investment Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 リー・ワイ・リム
(Lee Wai Lim)
- 【本店の所在の場所】 英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱
2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コーダン・トラスト・
カンパニー（ケイマン）リミテッド気付
(c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square,
Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman
Islands, British West Indies)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康 造
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康 造
弁護士 水谷 共 宏
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
FC J-トラスト - 上場期待日本株ファンド
(FC J-Trust - Japanese Equities Prospective for Listing Fund)
上記FC J-トラストは、アンブレラ・ファンドの形態を有しますが、現在存
在する唯一のサブ・ファンドである上場期待日本株ファンドのクラスA受
益証券が本届出の対象です。
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
上限見込額は、100億円
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

FC J-トラスト - 上場期待日本株ファンド

(FC J-Trust - Japanese Equities Prospective for Listing Fund)

(注) 上場期待日本株ファンド(以下「サブ・ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるFC J-トラスト(以下「ファンド」といいます。)のサブ・ファンドです。本書の日付現在、ファンドは、サブ・ファンドのみにより構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指します。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券(以下「ファンド証券」といいます。)

ファンドはアンブレラ型ですが、現在、ファンドのサブ・ファンドとしては上場期待日本株ファンドのみがあり、そのクラスA受益証券が届出の対象です。なお、サブ・ファンドは、複数の異なるクラスの受益証券を発行することができますが、現在、クラスとしてはクラスA受益証券のみであり、そのクラスA受益証券が届出の対象です。ファンドは追加型投資信託です。格付けは取得していません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

上限見込額は、100億円

(注1) ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行います。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

各申込締切日(下記に定義されます。)に計算される受益証券1口当りの純資産価格(以下1口当りの純資産価格を「純資産価格」といいます。)

(注) 「申込締切日」とは、毎暦月の最終評価日であり、評価日とは毎月の15日(営業日でない場合は直前の営業日)または最終営業日、または、全てもしくは特定のサブ・ファンドに関して、管理会社が必要に応じて規定する日を指します。営業日とは土曜日、日曜日以外の日で、銀行が日本および香港において営業している日をいいます。ただし、香港における強度8以上の台風警報または大雨注意報その他の類似の事象によりある日の香港の銀行の営業時間が短縮された場合、受託会社と管理会社が別途合意しない限り、当該日は営業日から除きます。なお、日本においては、日々、申込を受け付けますが、ファンドは、これらを月1回申込締切日にまとめて取り扱います。

(5) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

| 申込口数 | 申込手数料 |
|---------------|------------------------|
| 1 万口未満 | 申込金額の3.15% (税抜き3.00%) |
| 1 万口以上 5 万口未満 | 申込金額の2.625% (税抜き2.50%) |
| 5 万口以上 | 申込金額の2.10% (税抜き2.00%) |

(注) 申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問合せください。

(6) 【申込単位】

1 口以上 1 口単位

(7) 【申込期間】

平成21年10月31日（土曜日）から平成22年10月29日（金曜日）まで
ただし、申込は、申込締切日に取り扱われます。

(8) 【申込取扱場所】

藍澤證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目20番3号

そしあす証券株式会社

東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号

丸八証券株式会社(以下、上記金融商品取引業者と併せて「販売会社」といいます。)

愛知県名古屋市中区栄三丁目4番28号

(注1) 上記販売会社の日本における本支店および販売会社の指定するその他販売取扱会社（以下「販売取扱会社」といいます。）の本支店において、申込みの取扱いを行います。

(注2) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受け入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録機関をいいます。

(9) 【払込期日】

投資者は、純資産価格の計算がなされた後、適用される純資産価格および申込み注文の成立を販売会社が確認した日（以下「約定日」といいます。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を販売会社または販売取扱会社に対し支払うものとします。各申込締切日の発行価額の総額は、販売会社によって約定日から起算して（同日を含みます。）当該約定日の4営業日以内の日（以下「払込期日」といいます。）にファンド口座に円貨で払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

藍澤證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目20番3号

そしあす証券株式会社

東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号

丸八証券株式会社

愛知県名古屋市中区栄三丁目4番28号

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし。

(12) 【その他】

(1) 申込証拠金はあります。

(2) 引受等の概要

() 販売会社は、FCインベストメント・リミテッド(以下「管理会社」といいます。)との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成17年3月25日付契約(平成18年3月16日付変更契約により変更済み。)(藍澤證券株式会社の場合)、平成18年3月16日付契約(そしあす証券株式会社の場合)および平成18年12月8日付契約(丸八証券株式会社の場合)に基づき、それぞれ日本においてファンド証券の募集を行います。

() 販売会社は直接、または販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

() 管理会社は、藍澤證券株式会社を管理会社の日本における代行協会員として指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および他の販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(3) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社および販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」および「その他所定の約款」(以下「約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します。申込金額は、円貨で支払うものとします。

申込金額は、販売会社により各払込期日にファンドの口座に円貨で払い込まれます。

(4) 日本以外の地域における発行

原則として日本以外の地域における発行は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

サブ・ファンドの目的は、未公開株式等（以下に定義します。）への間接的な投資を通じて、中長期的なキャピタル・ゲインを追求することです。また、サブ・ファンドは上場株式等（以下に定義します。）にも間接的に投資します。かかる上場株式等は、主として時価総額1,000億円未満か、上場後10年未満か、もしくは新興市場に上場している上場株式等であるものとします。さらに、上場株式等を投資対象とし、株式会社ファンドクリエーションのグループ会社が運用する投資信託に投資することがあります。管理会社は、ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改正）の下で設定された1つまたは複数のケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップを通じて間接的に未公開株式および上場株式等に投資します。サブ・ファンドは、未公開株式投資に精通したベンチャーキャピタルの投資アドバイスに基づいて、リミテッド・パートナーシップを通じて未公開株式等に投資するファンド・オブ・ファンズ形式の投資信託です。

信託金の限度額はありません。

基本的性格

ファンドは、ケイマン法に準拠し、FCインベストメント・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）とHSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）との間の2005年3月22日付信託証書（以下「信託証書」といいます。）により設定されたオープンエンド型契約型投資信託です。

ファンドは、アンブレラ型ファンドとして設立されました。ファンドのサブ・ファンドに帰属する資産および債務が充当される個別のポートフォリオまたはサブ・ファンドを設立することができます。各サブ・ファンドのみに関する単一または複数の受益証券のクラスが発行されます。

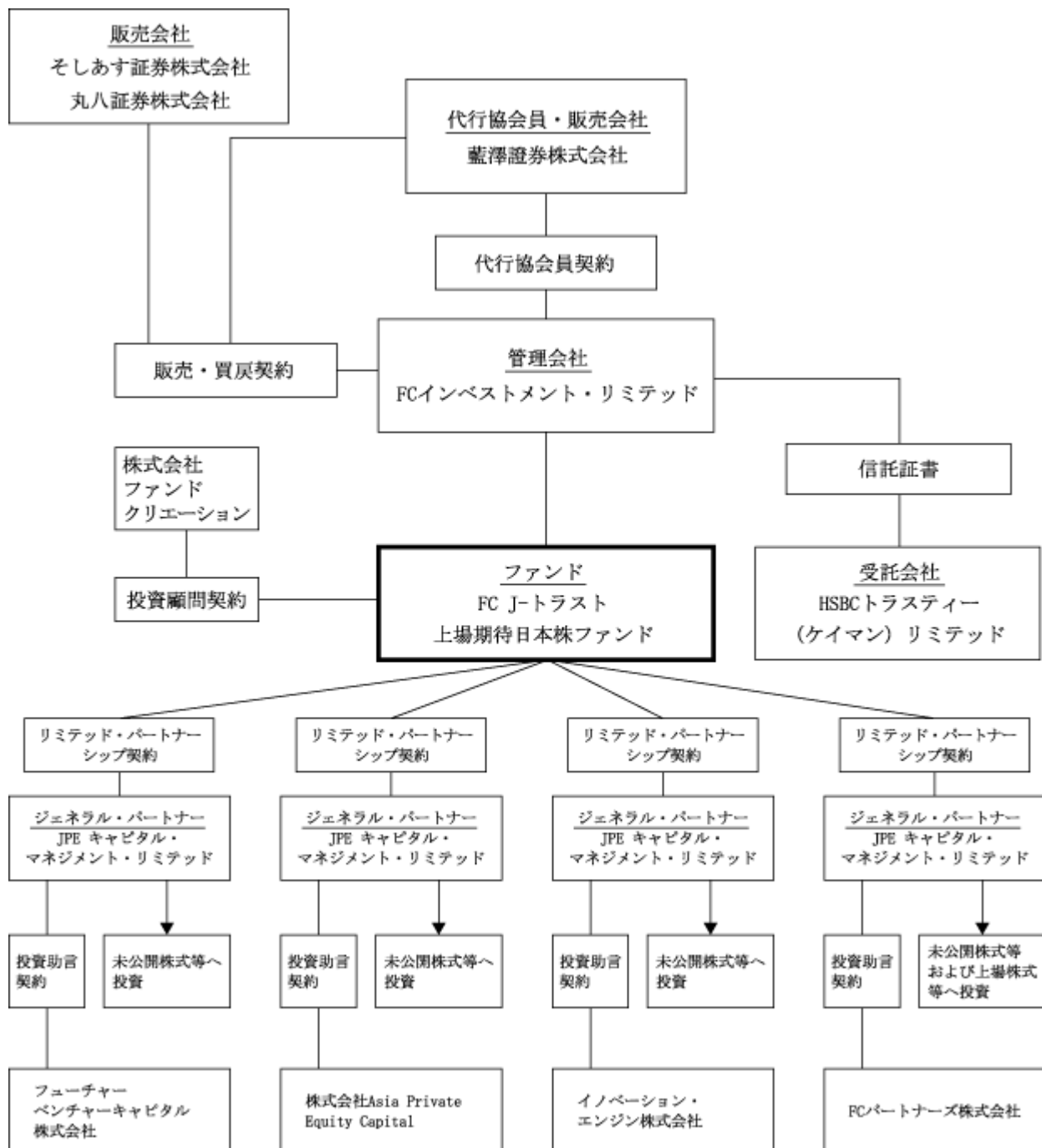
サブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドの受益者の利益のために分別された個別の信託として随時保有され、管理されます。サブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドの受益者により実質上保有される不可分の財産であり、受託会社の固有の財産とは分別して管理されます。各受益者は、受益証券を買い付けることにより、自動的に、本信託証書の適用ある条項をすべて受諾したものと取り扱われます。

信託証書にしたがい、FCインベストメント・リミテッドは、ファンドの管理会社として行動し、受益証券の発行および買戻しを手配し、募集期間中に受益証券の発行により集めた資金を投資します。管理会社は、管理事務の職務をHSBCトラスティー（ケイマン）リミテッドに委任しています。HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッドはまた受託会社として、信託証書の規定にしたがって、ファンドの受託者および登録機関として行動するほか、その保管銀行および登録名義書換代行会社としての役割をHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス（アジア）リミテッド（以下「管理事務代行会社」といいます。）に委任しています。ただし、受益者の主たる受益者名簿は、ケイマン諸島において受託会社により保有されます。

信託証書は、ケイマン法に準拠します。すべての受益者は、信託証書および補遺信託証書の条項により権利を与えられ、規定され、これらの条項が通知されたものと見做されます。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドに関するスキーム（関係法人図）



管理会社とファンドの関係法人との契約関係

| ファンド運営上の役割 | 会社名 | 契約および委託内容 |
|------------|--|---|
| 受託会社 | HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited) | 管理会社との間の信託証書に基づき、受託業務を行います。また、受益証券の登録・名義書換業務のそれぞれの代行業務を行います。 |
| 投資顧問会社 | 株式会社ファンドクリエーション | 管理会社との間の投資顧問契約に基づき、ジェネラル・パートナーとのリミテッド・パートナーシップ契約を締結することについての助言業務を行います。 |
| 代行協会員 | 藍澤證券株式会社 | 管理会社との間の代行協会員契約に従って、代行協会員として、受益証券の純資産価格の公表を行い、また運用報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務（代行協会員業務）を行います。 |
| 販売会社 | 藍澤證券株式会社 そしあす証券株式会社 丸八証券株式会社 | 管理会社との間の販売・買戻契約に従って、販売会社として、日本において受益証券の販売および買戻しにかかる業務を行います。 |

管理会社の概況

| | | | |
|-----------|---|-----------------------------------|------------------|
| 管理会社： | FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.) | | |
| 1. 設立準拠法 | 管理会社は、ケイマン諸島の会社法(2009年改正)に基づき、ケイマン諸島で2003年9月に免除会社として設立されました。ケイマン諸島の会社法(2009年改正)は、会社の設立、運営、株式の募集等、会社に関する基本的事項を規定しています。 | | |
| 2. 事業の目的 | 管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。 | | |
| 3. 資本金の額 | 管理会社の本書提出日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。 | | |
| 4. 沿革 | 2003年9月9日に設立されました。 | | |
| 5. 大株主の状況 | 株式会社ファンドクリエーショングループ | 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー37階 | 1,000株 (100%) |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

サブ・ファンドの目的は、将来の株式公開が期待できる未公開株式等（以下に定義します。）への間接的な投資を通じて、中長期的なキャピタル・ゲインを追求することです。また、サブ・ファンドは上場株式等（以下に定義します。）にも間接的に投資します。かかる上場株式等は、主として時価総額1,000億円未満か、上場後10年未満か、もしくは新興市場に上場している上場株式等であるものとします。さらに、上場株式等を投資対象とし、株式会社ファンドクリエーションのグループ会社が運用する投資信託に投資することがあります。管理会社は、ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改正）の下で設定された1つまたは複数のケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップを通じて間接的に未公開株式等および上場株式等に投資します。サブ・ファンドは、未公開株式投資に精通したベンチャーキャピタルの投資アドバイスに基づいて、リミテッド・パートナーシップを通じて未公開株式等に投資するファンド・オブ・ファンズ形式の投資信託です。

信託金の限度額はありません。

(2)【投資対象】

リミテッド・パートナーシップは、ジェネラル・パートナーとしてのJPEキャピタル・マネジメント・リミテッドとリミテッド・パートナーとしての受託会社との間のリミテッド・パートナーシップ契約に従って設定され、ケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ登記官に登録することにより設立されます。

登録はしても、リミテッド・パートナーシップ自体は独立した法人格を持つ組織ではありません。ケイマン法の下では、リミテッド・パートナーシップは、2007年免税リミテッド・パートナー改定法（以下「本法」といいます。）の第6条(2)に従い、ジェネラル・パートナーが信託で保有するパートナーシップの財産における契約上の権利とエクイティ上の持分権の結合体です。

ジェネラル・パートナーは各リミテッド・パートナーシップの投資アドバイザーとして選任されたベンチャー・キャピタルの投資アドバイスを受け未公開株式等への投資を実行します。

サブ・ファンドのために行うリミテッド・パートナーとしての受託会社の出資は、ジェネラル・パートナーによりリミテッド・パートナーシップ事業の遂行に充当されます。リミテッド・パートナーとしての受託会社は、ジェネラル・パートナーによりリミテッド・パートナーシップ事業の遂行について助言を求められることはありますが、このような助言を行うことによりリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップの事業の遂行に参加しているとみなされるものではなく、受託会社は、リミテッド・パートナーとして、リミテッド・パートナーシップの運営に他の方法によっても参加するものではなく、リミテッド・パートナーシップを拘束する権限を有するものではありません。ジェネラル・パートナーはリミテッド・パートナーシップが十分な資産を有しない場合にのみリミテッド・パートナーシップの全ての債務および義務に対して責任を負います。一般論として、リミテッド・パートナーとしての受託会社は、リミテッド・パートナーシップの債務および義務に対して責任を負いません。リミテッド・パートナーとしての受託会社の責任は、リミテッド・パートナーシップ契約に明示されたリミテッド・パートナーとしての受託会社の租税債務または受託会社によって保有されるサブ・ファンドの資産から支払われる本法に基づくその他の債務を除き、サブ・ファンドのために行うリミテッド・パートナーとしての受託会社の出資の範囲に限定されます。

各リミテッド・パートナーシップ契約の条項に従い、リミテッド・パートナーとしての受託会社は、管理会社の指示に従い、ファンド証券の発行による資金を各リミテッド・パートナーシップの各評価日にジェネラル・パートナーにより発行される単一または複数のパートナーシップ利益の取得に充当します。

リミテッド・パートナーシップの資産に対する権利は、(受託会社ではなく)ジェネラル・パートナーまたはリミテッド・パートナーシップの名義で保有されます。また、ジェネラル・パートナーが随時その絶対的な裁量に基づいて決定する場合、投資資産を取得・保有・運用する目的でリミテッド・パートナーのためにジェネラル・パートナーが設立した法人、パートナーシップ、信託またはその他の法主体の名義で保有されることがあります。(受託会社ではなく)ジェネラル・パートナーは、本法第6条(2)に従い、リミテッド・パートナーシップの資産を信託で保有します。

ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーシップの登録住所または適切と考えて決定されたその他の場所において各リミテッド・パートナーに関する登録簿を保管します。

JPEキャピタル・マネジメント・リミテッドは、ケイマン諸島の会社法(2009年改正)に基づき、チャリタブル・トラストを株主とするケイマン諸島の法人であるシャングリラ・プロパティ・ケイマン・リミテッドを唯一の株主として、資本金1,000米ドルをもって2005年4月に設立された免税会社です。

各リミテッド・パートナーシップの主たる業務は、ジェネラル・パートナーにより選択された未公開株式等および上場株式等について取得、投資、保有、売却および取引を行うことです。各リミテッド・パートナーシップの未上場株式等の保有額の合計額は上場株式等の保有額の合計額を超えることが予定されていますが、市場の状況等により、ジェネラル・パートナーは、未上場株式等の保有額を上回って上場株式等を保有することがあります。

未公開株式等とは、国内外の会社（海外で設立されたか、営業を行っている会社を含みません。）の未公開株式（上場または店頭公開されていない株式）で、国内外の取引所または店頭市場（私設市場を含みます。）に上場される可能性のある株式および当該株式の株式関連証券（新株予約権、新株予約権付社債、オプション等を含みます。）を指します。上場株式等とは、国内外の取引所または店頭市場（私設市場を含みます。）で取引されている株式および株式関連証券（新株予約権、新株予約権付社債、オプション等を含みます。）、債務証券（国債証券、地方債証券、社債、コマーシャル・ペーパー等）を指します。サブ・ファンドがリミテッド・パートナーシップを通じて取得する未公開株式が、必ず上場または公開されるという保証はありません。

投資アドバイザーの選定方針

ジェネラル・パートナーは、未公開株式等に対する各リミテッド・パートナーシップによる投資に関する投資アドバイザーとして、各リミテッド・パートナーシップごとに別々のベンチャーキャピタルを任命します。投資アドバイザーとなるベンチャーキャピタルの選定は、主に以下のような点を重視し、サブ・ファンド全体の分散投資等を総合的に勘案して行います。

優良な投資案件を発掘するために、豊富なディールソースがある。

具体的には、起業家、経営者、各企業との直接のコンタクト、監査法人、弁護士、弁理士等の専門家、金融機関、地方自治体、大学、コンサルティング会社、調査会社等との人的ネットワークが優れていること。

投資案件に対するデューデリジェンス（精査）能力

ビジネスモデル、会計、法務、マネジメント等に対する十分なデューデリジェンス体制が整備されていること。

投資案件に関するサポート体制

投資先に対して、経営ノウハウの提供や提携斡旋など企業価値向上と株式公開に向けてのサポート体制が整備されていること。

ジェネラル・パートナーは、次に掲げるベンチャーキャピタルを、それぞれのリミテッド・パートナーシップに対する投資アドバイザーとして任命しています。

1. フューチャーベンチャーキャピタル株式会社(以下、「FVC」といいます。)

FVCは、個人創業独立系のベンチャーキャピタルとして、1998年に京都にて設立されました。京都は、京都大学をはじめ数多くの大学と成功したベンチャー企業が多数集積しており、日本の「シリコンバレー」となる場所と見込んで、本社をおいています。

2001年に大阪証券取引所のヘラクレス市場へ上場を果たし(証券コード:8462)、関西圏を中心に東北・関東・東海・北陸・四国地域へ事業展開を拡大し、地方自治体と連携した地域密着型ファンドを通じて、地域プラットフォームを構築しながら、投資育成活動を行っています。2009年3月末におけるファンド総額は約329億円、投資企業数は299社です。そのうち13社が株式公開を実現しております。

FVCの最大の特徴は「企業価値の向上こそがリターンの源泉」という考えのもと、アーリーステージの企業に重点的に投資し、信頼関係を基に経営者に密着した育成支援を行うことにあります。投資担当者は、原則として投資先の発掘・審査・実行・育成支援・回収に至る投資プロセスに一貫して携わります。投資対象は、ものづくり企業を重視した分散投資を行っています。また金融機関や事業会社と組んだファンドや産学連携ファンドなど、豊富なファンド組成の実績を有しています。

2. 株式会社 Asia Private Equity Capital

(旧 株式会社メディビック・アライアンス。以下、「APEC」といいます。)

APECは、東証マザーズ上場(証券コード:2369)の株式会社メディビックグループ(以下、「メディビックグループ」といいます。)の投資・事業育成機能を担う100%子会社のプライベートエクイティ投資会社です。APECは、2004年4月にメディビックグループの子会社として設立されましたが、2007年7月に経営陣等の追加出資により関係会社となり、2008年1月には会社名を株式会社 Asia Private Equity Capitalに変更致しました。その後、2008年10月にメディビックグループがAPECの全株式を取得し、現在はメディビックグループの100%子会社となっております。

メディビックグループは持株会社であり、APEC以外にも、主に創薬支援事業を行う株式会社メディビック、創薬事業を行う株式会社メディビックファーマ等を有しています。この中で、APECは、バイオ・ヘルスケア業界で活躍するベンチャー企業を中心として、成長資金の提供を行う他、メディビックグループが有するバイオ業界及び周辺業界の豊富なノウハウを生かした事業育成コンサルティングを展開しています。また、バイオ・ヘルスケア業界以外の分野で活躍するベンチャー企業も対象とした、投資活動なども展開しています。更に、APECが独自に有する国内外の幅広いネットワークを活用して有望な投資案件の発掘も行っており、これまでに数多くの投資実績を積み上げています。

こうしたバイオ業界を事業ターゲットとする企業とのブリッジング機能はメディビックグループの特徴の一つであり、APECは今後も引き続きこの特徴を生かした投資・事業育成活動を行っていきます。

3. イノベーション・エンジン株式会社（以下、「IE」といいます。）

IEは、2001年に設立された独立系ベンチャーキャピタルで、ナノテクノロジー、オプトテクノロジーといった日本優位の先端技術から生まれる成長産業に投資分野をフォーカスしています。

IEの投資手法の特徴は、基本的にリードインベスター（中心的な投資家）として投資先の財務戦略を主導していることです。また、社外取締役やオブザーバーとして企業に深く関わることで企業成長を強力に支援しています。

IEでは現在3つのファンドの運営をしています。まず、第1号ファンド（2001年9月設立、出資金総額40.2億円）は、2009年8月末現在21社への投資を実施しています。それらの大半はシード段階からスタートアップ段階（創業期）での投資ですが、投資先企業の多くはその後順調に成長してきています。第2号ファンド（2005年8月設立、出資金総額22.5億円）は、2009年8月末現在18社への投資を実施しています。同ファンドではスタートアップ段階（創業期）からミドル（成長期）までバランスよく投資を行なっています。2008年1月には、第3号ファンド（出資約束金総額21.4億円）が設立されました。2009年8月末現在7社への投資を実施しており、これまでのファンドと同様、日本優位の先端技術分野への投資を行なっています。

これらの投資先のExitについては、2009年中頃から株式公開や株式売却によって着実に進んできています。これらの投資を成功させるための体制として、IEの投資チームは大半が理工系出身であると共に事業会社で技術開発や事業開発を経験したメンバーから構成されています。IEは、技術の事業化についての深い知識や経験に加え、大学や大企業の研究開発・事業開発分野などの幅広いネットワークを背景に、先端技術ベンチャー企業の投資において多くの成功実績を有しています。

4. FCパートナーズ株式会社（以下、「FCP」といいます。）

FCPIは、2006年10月にJASDAQに上場（証券コード：3233）した独立系資産運用会社である株式会社ファンドクリエーションの100%子会社として2005年11月に設立され、未公開企業に対するインキュベーション、コンサルティングなどを主たる業務としています。

広範な産業セクターにおいて、主としてレイターステージの未公開企業を発掘するとともに、IPOに関する豊富なノウハウを駆使した各種の支援業務を行っています。

ファンドクリエーショングループは、アセットマネジメント事業、インベストメントバンク事業をコア事業としており、アセットマネジメント事業では不動産アセットマネジメント業務の他、不動産や証券等を投資対象とする投資信託等の組成・管理・運用を行っております。インベストメントバンク事業においては、中堅上場企業、優良未上場企業を対象とした高度な金融ソリューションの提供、プリンシパル・インベストメント等の事業を展開しており、上場企業、未上場企業を問わず、幅広いネットワークを有しています。加えて、ファンド事業、不動産・不良債権、資本市場、法律、会計等の多様な経験を有する人材を擁し、さらにはそれを補完するために金融機関、弁護士、会計税務事務所等との広範な協業体制も構築しています。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制

管理会社による各リミテッド・パートナーシップへの投資配分のため、管理会社の取締役はファンドクリエーションからの投資アドバイスを受け、各リミテッド・パートナーシップに助言を行うベンチャーキャピタルの検討を行います。また、管理会社の取締役はファンドの関係法人に対する管理を行います。ファンドクリエーションは、これらの投資アドバイスを行うために投資政策委員会を設置します。この委員会は投資および企業分析について専門的な知識および経験を有する委員によって構成されます。

ファンドクリエーションにおける利益相反取引に係る自主ルール

ファンドクリエーションは管理会社に対する投資アドバイスの内容を適正かつ適法に審議・承認する機関として投資政策委員会を設けており、投資アドバイスが特に投資家の利益と相反する可能性がある場合に適用される利益相反取引対策ルールとして以下のような自主ルールを定めています。

()基本原則

投資政策委員会において利害関係者との取引について投資アドバイスを審議する場合には、委員の判断に基づいて委員長が投資政策委員会に外部の弁護士を外部委員として加えなければならぬこととしています。

()利害関係者

「利害関係者」とは、以下をいいます。

- a . 投資政策委員会において審議する投資アドバイスに基づいて、顧客が取引を行う場合、ファンドクリエーションの役員または従業員のうち、その取引の相手先において役員あるいは重要な使用人となっている者
- b . ファンドクリエーションとの関係において、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第15条第2項第1号に規定される投資運用業者の利害関係人等に該当する関係に立つ者
- c . ファンドクリエーションの株式を15%以上保有する株主
- d . ファンドクリエーションがその株式を実質的に15%以上保有する会社およびその会社が資産運用業務を受託している会社等
- e . 上記b. に該当する者（その関連会社を含みます。）が管理する投資信託および、当該投資信託が直接または間接的に過半の匿名組合出資を行っている特定目的会社
- f . 上記の他、コンプライアンス・オフィサーが実質上の利害関係人であると認定したものの

()議決権

- a . 利害関係者との取引について投資アドバイスを審議する場合には、投資政策委員会に外部の弁護士を外部委員として加え、またその外部弁護士には当該投資アドバイスに関する拒否権があることとしています。
- b . 利害関係者との取引について投資アドバイスを審議する場合には、利害関係者に該当する委員は議決権を有さないこととします。

ジェネラル・パートナーは、投資アドバイザーに任命された各ベンチャーキャピタルの助言を受け、未公開株式等への投資を実行します。各ベンチャーキャピタルは、助言業務を行う上での利益相反対策に関し、それぞれ自主ルールを定めています。ジェネラル・パートナーは、上場株式等に対する投資に関してもFCパートナーズ株式会社から投資アドバイスを受けます。

ジェネラル・パートナーは各ベンチャー・キャピタルにより提供される数値に基づいて各関係リミテッド・パートナーシップの保有する未公開株式等を評価し、ジェネラル・パートナーにより採用されるガイドラインに従って各リミテッド・パートナーシップの評価日に各リミテッド・パートナーシップの純資産額を計算する各リミテッド・パートナーシップの計算代理人としてファンドクリエーションを選任します。

ファンドクリエーションは2002年12月に設立された独立系資産運用会社であり、主にアセットマネジメント事業およびインベストメントバンク事業(証券投資等部門、不動産投資等部門)を行っています。代表取締役社長は田島克洋です。

(4)【分配方針】

管理会社はその単独の裁量に基づく決定により、サブ・ファンドの純収益および実現・未実現キャピタルゲインから、分配を行うことができます。

(5)【投資制限】

管理会社は、サブ・ファンドの資産の管理運用を、以下の投資制限の範囲内で行わなければなりません。

空売りの制限

空売りを行なった有価証券の時価総額はサブ・ファンドの純資産総額を超えてはなりません。

借入の制限

管理会社はサブ・ファンドの純資産総額の10%の範囲内でのみ借入を行うことができます。

流動性に欠ける資産への投資制限

管理会社は私募株式、非上場株式または不動産などの換価が容易でない資産の保有額がサブ・ファンドの純資産総額の15%を超える場合には、価格の透明性を確保する方法をとります。

集中投資の制限

管理会社が複数の証券投資信託またはミューチュアル・ファンドを管理運用する場合、それらの全体で一つの会社の発行済株式数の50%を超えて当該会社の株式に投資してはなりません。

管理会社はサブ・ファンドのために、当該取得の結果、サブ・ファンドの保有する1つの会社の株式総数が当該会社の発行済株式総数の10%を超える場合に、当該会社の株式を取得することはできません。

管理会社はサブ・ファンドのために管理会社自身またはその取締役本人と取引することはできません。

管理会社はサブ・ファンドのためにサブ・ファンド以外の者または管理会社の利益をもたらすことを目的として取引することはできません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンド証券への投資はリスクを伴います。ファンドに関連する主要なリスクは以下の通りです。

投資家は、ファンド証券の価値が上下する可能性があることにつき留意すべきです。サブ・ファンドへの投資は大きなリスクを伴います。潜在的な損失を最小限に抑えるよう企図された戦略を実施することが管理会社の意図ですが、かかる戦略が実施されるという保証、または当該戦略が実施された場合はそれが成功するという保証はありません。ファンド証券の流通市場が形成される可能性は低く、従って、受益者は、買戻しという手段によってのみファンド証券の処分を行うことができます。投資家がサブ・ファンドへの投資の大部分または全部を喪失する可能性があります。その結果として、各投資家は、サブ・ファンドへの投資リスクを負うことができるか否かにつき慎重に考慮すべきです。以下のリスク要因についての記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

価格変動リスク

ある期間、特に短期において、サブ・ファンドの投資ポートフォリオが、元本成長により値上がりを達成するという保証はありません。

投資予定者は、ファンド証券の価格が上下する可能性があることにつき留意する必要があります。

買戻制限

サブ・ファンドがファンド証券の買戻しにつき十分な現金を有していない場合、管理会社は買戻しの申込を受諾せず、当該申込は、6ヶ月間留保されることがあります。

投資の集中

サブ・ファンドが投資するリミテッド・パートナーシップの資産は、相対的に少数のポジションに投資される場合があり、分散投資ができないことにより、サブ・ファンドの投資対象が、当該資産がより広範に分散投資された場合よりも急速な価値変動を被る場合があります。

持分証券

サブ・ファンドが投資するリミテッド・パートナーシップは、持分証券への投資を行う場合があります。持分証券への投資に付随するリスクには、市場価格の変動、特定の発行体に悪影響を及ぼす事由、ならびに持分証券が支払権につきその他の社債（例えば債務証券）に劣後するという事実が含まれます。

転換証券

サブ・ファンドは、リミテッド・パートナーシップを通じて間接的に、転換証券への投資を行う場合があります。転換証券とは、特定期間内に、特定の価格または算式で、同一または別の発行体の一定口数の持分証券に転換するかまたはこれと交換することのできる債券、社債、約束手形、優先株式またはその他の証券をいいます。転換社債は、債券と株式の両方の性質を有します。サブ・ファンドが投資するリミテッド・パートナーシップは、様々な転換価値を有する転換証券への投資を行う場合があります。投資先であるリミテッド・パートナーシップが保有する転換証券につき償還が請求された場合、ジェネラル・パートナーは、当該発行体による当該証券の償還を承認すること、または当該証券を裏付けとする持分証券に転換することを要求され、かかる持分投資が元本成長の投資目的に一致するとジェネラル・パートナーが判断する限り、当該持分証券を保有するものとします。

流通市場の不存在

ファンド証券の流通市場が形成される見込みはありません。従って、受益者は、毎月の買戻しという手段によってのみファンド証券の処分を行うことができます。買戻通知日から関係する買戻日までの少なくとも3営業日の期間においては、買戻通知を行う受益者のファンド証券の純資産価格が下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。

買戻しの効果の可能性

受益者がファンド証券につき相当の買戻しを行う場合、サブ・ファンドが投資するリミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーは、当該買戻しに必要となる資金に充てるために現金を調達する目的で、また、少額の資本金ベースを適切に反映する市場マーケット・ポジションを達成する目的で、望ましい条件よりも迅速に投資を清算する必要性に迫られる可能性があります。

投資ポートフォリオの流動性

サブ・ファンドは、リミテッド・パートナーシップを通じて間接的に、相対的に流動性を欠く証券への投資を行います。流動性は、ジェネラル・パートナーの適時に投資対象を売却する能力に左右されます。相対的に流動性を欠く証券の市場は、より流動性の高い証券の市場よりもボラティリティを増大させる傾向があります。また、相対的に流動性を欠く証券への投資は、ジェネラル・パートナーが、自らが望む価格および時期に投資対象を処分することが制限される場合があります。流動性不足のリスクはまた、証券が店頭市場で取引される場合にも生じます。かかる取引の規制された市場は存在せず、買呼値および売呼値は、かかる取引のディーラーによってのみ設定されます。

未公開株式への投資

管理会社は、リミテッド・パートナーシップを通じて間接的に、サブ・ファンドの勘定で未公開株式への投資を行う意向です。しかしながら、未公開株式への適切な投資機会の利用が制限されているため、管理会社のキャピタルゲインを生み出す能力が制限される場合があります。さらに、未公開株式の売買は、自発的な売手と自発的な買手との間において非公開で相対取引され、したがって管理会社は、かかる投資の非流動的な性質により、サブ・ファンドによるリミテッド・パートナーシップへの投資を通じて、任意の時期または価格において未公開株式を取得または処分することができない場合があります。さらに、通常、上場株式の発行体に関する公開情報に比べ未公開株式の発行体に関する公開情報を入手することは困難といえます。

手数料および費用

サブ・ファンドは、自らの運用および管理に関連する報酬および費用（実績報酬を含みます。）につき支払義務を負うリミテッド・パートナーシップへの投資を行います。従って、受益者が得る収益およびキャピタルゲインは、サブ・ファンドが未公開株式および上場株式に直接投資した場合よりも低くなる場合があります。

外国為替市場

サブ・ファンドは、リミテッド・パートナーシップを通じて間接的に、円以外の通貨建ての証券への投資を行う場合があります。しかしながら、サブ・ファンドは円建てです。リミテッド・パートナーシップを通じて保有するサブ・ファンドの裏付けとなる保有資産の価値は、円相場ならびに様々な現地の市場および通貨における当該資産の価格変動によって変動します。従って、当該資産が表示されるその他の通貨と比べて円の価値が上昇した場合、現地市場における当該資産の価格につき、上昇に伴う効果を低減し、低下に伴う効果を増幅します。これに対して、円の価値が低下した場合、円建て以外の資産の価格につき、上昇に伴う効果を増幅し、低下に伴う効果を低減するという逆の効果を有します。

小型株

サブ・ファンドは、リミテッド・パートナーシップへの投資を通じて、店頭市場で証券が取引される安定性の低い中小企業への多額の投資を行う場合があります。かかる「第二次」証券は、多くの場合、知名度の高い大手企業の証券よりもはるかに高いリスクを伴います。

利益相反

受託会社、管理会社および管理事務代行会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係会社（以下「利害関係者」といいます。）の各々は、サブ・ファンドとの間で時に利益相反を生じ得る他の金融、投資その他の専門業務に参与することがあります。かかる業務には、他のファンドの運用もしくは管理または他のファンドの受託者もしくは他のファンドに対する管理事務代行会社を務めること、有価証券の売買、投資運用・顧問業務、仲介業務および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、または代理人を務めることが含まれます。特に、管理会社は、サブ・ファンドに類似するまたはこれと重複する投資目的を掲げる他の投資信託の運用またはこれに対する助言に参与することがあると予想されます。利害関係者は、サブ・ファンドに提供される業務に類似する業務を第三者に提供することがあり、当該業務から得た利益について説明する義務を負いません。利益相反が発生した場合、受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その公正な解決を確保するため努力します。サブ・ファンドを含む種々の顧客に対する投資機会の配分に関連し、管理会社は、当該職務について利益相反に直面することがあります。しかしながら、かかる状況における投資機会は、やがて適正に評価されて配分されることを確保します。

適用法令により規定される場合はこれに従い、管理会社は、サブ・ファンドのために、利害関係者または利害関係者が助言もしくは運用を行う投資信託もしくは投資口座から有価証券を取得しまたはこれらに有価証券を売却することがあります。利害関係者（受託会社を除きます。）は、自ら適当と考える方法で受益証券を保有し、これを処分することができます。利害関係者は、サブ・ファンドが類似の投資対象を保有していても、自己の勘定で投資対象を購入し、保有しかつ取引することができます。

利害関係者は、受益者との間でまたはその有価証券がサブ・ファンドによりもしくはサブ・ファンドのために保有されている機関との間で、金融その他の取引の契約を行うかまたはかかる取引を実行することがあり、または当該契約もしくは取引に利害関係を有することがあります。さらに、利害関係者は、サブ・ファンドによりサブ・ファンドのために実行されかつ当該サブ・ファンドの利益となるかまたは利益とならないことがある当該サブ・ファンドの投資対象の売買に関連し利害関係者が交渉して得る手数料および利益を受け取ることがあります。

（２）リスクの管理体制

管理会社は、ジェネラル・パートナーであるJPEキャピタル・マネジメント・リミテッド、ファンドの投資顧問であるファンドクリエーションおよびジェネラル・パートナーに対する投資アドバイザーである各ベンチャーキャピタルと密に連絡を取り、上記のリスクの現実化の可能性の程度等を常に正確に把握できるように努めます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

ファンド証券1口当りの発行価格に、発行価格の3%を超えない額の申込手数料

b. 日本における申込手数料

申込手数料は、以下のとおりです。

| 申込口数 | 申込手数料 |
|------------|-----------------------|
| 1万口未満 | 申込金額の3.15%（税抜き3.00%） |
| 1万口以上5万口未満 | 申込金額の2.625%（税抜き2.50%） |
| 5万口以上 | 申込金額の2.10%（税抜き2.00%） |

（注）申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問合せください。

(2)【買戻し手数料】

該当ありません。

(3)【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドから、各評価日に計算される純資産総額に対し年率0.30%の割合で算出される額の管理報酬の支払いをうけます。この報酬は、毎月発生し、毎月後払いで支払われます。2009年4月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、3,361,284円でした。

投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドから、各評価日に計算される純資産総額に対し年率0.10%の割合で算出される額の投資顧問報酬の支払いをうけます。この報酬は、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。2009年4月30日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は、1,120,427円でした。

受託会社報酬

受託会社は、各評価日時点のサブ・ファンドの純資産総額に対し最高年率0.10%の割合により算出される額の報酬の支払いをうけます。この報酬は、毎月発生し、毎月後払いで支払われます。ただし、月額報酬は、毎月最低でも1,600米ドル支払われます。さらに、受託会社は、通常基準による評価手数料および取引手数料の支払いをうけます。加えて、受託会社は、サブ・ファンドの設定に関し、当初報酬として10,000米ドルを超えない額を取得しました。当初報酬は、当初募集期間の終了後、直ちに支払われました。また、年間3,000米ドルを超えない額の固定額の登録代行会社報酬を毎月後払いで支払われます。受託会社は登録名義書換代行会社として、ファンド証券販売・買戻しおよび分配の手続きに関する手数料の支払いを受ける権利を有します。これらの受託会社報酬は、サブ・ファンドの信託財産より支払われます。副保管会社の任命に関する費用・経費、当該副保管会社が負担する経費ならびに、受託会社および事務代行会社のすべての経費は、すべてサブ・ファンドが負担します。2009年4月30日に終了した会計年度中の受託会社報酬は、2,703,788円でした。

代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドから、純資産総額に対し年率0.20%の割合で各評価日に算出される額の代行協会員報酬の支払いをうけます。代行協会員報酬は、毎月発生し、毎月後払いで支払われます。代行協会員報酬は、サブ・ファンドの信託財産から支払われます。2009年4月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、2,240,854円でした。

販売会社報酬

販売会社は、サブ・ファンドから、各販売会社が販売し、毎月末時点で投資者が保有する受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産総額の年率0.50%の割合で各評価日に算出される額の販売会社報酬の支払いをうけます。販売会社報酬は、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。販売会社報酬は、サブ・ファンドの信託財産から支払われます。2009年4月30日に終了した会計年度中の販売会社報酬は、5,602,139円でした。

(4) 【その他の手数料等】

創立費および募集費用

ファンドおよびサブ・ファンドに係る創立費ならびに発行および募集に係る費用（合計22,642,501円）は、ファンド証券の発行手取金から支払われ、サブ・ファンドの純資産総額の計算上は5年（その他管理会社が定める他の期間）に渡り償却されます。

運営費用

さらに、受託会社は、下記に掲げたものを含むサブ・ファンド自身の直接の運営費用をサブ・ファンドの信託財産から支払います。

サブ・ファンドの資産および収益に課されるすべての公租公課

サブ・ファンドの組入証券に関して取引上支払うべき通常の銀行取引手数料（かかる手数料は取得価額に含まれ、また売却価額からは差し引かれます。）

券面印刷費、信託証書およびサブ・ファンドに関するその他一切の書類（サブ・ファンドまたはファンド証券の募集に関し管轄権を有する当局（各国の証券業協会を含みます。）に提出すべきまたは日本の投資家に配布すべき有価証券届出書および目論見書を含みます。）を作成し、提出し、印刷する費用

上述の当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者および実質上の受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用

受益者および実質上の受益者に対する通知・公告の作成費用および交付費用

合理的な額の弁護士費用、監査費用および会計士費用

サブ・ファンドのマーケティング費用（広告費用を含みます。）

2009年4月30日に終了した会計年度中のその他の手数料は、18,999,385円でした。

このほかにも、各リミテッド・パートナーシップにおいて、各種報酬および費用（リミテッド・パートナーシップの設立費用、ジェネラル・パートナーに対する各リミテッド・パートナーシップの純資産総額の年率0.2%の報酬、ベンチャーキャピタルへの投資顧問報酬（一般的には年率2%から3%程度）および実績報酬（一般的には未公開株式等の株式上場による回収資金が各リミテッド・パートナーシップの投資金額を超えた部分の20%程度）など）が発生します。

（5）【課税上の取扱い】

（A）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （1）受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができます。
- （2）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り、)との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します。この場合支払調書は提出されません。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがあります。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、ファンドまたはその受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、英国以外のどの国とも二重課税防止条約を締結していません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

(2009年8月末日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|------------------|--------|-------------|-------------|
| リミテッド・パートナーシップ持分 | ケイマン諸島 | 459,779,064 | 101.59 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | | -7,217,080 | -1.59 |
| 合計(純資産総額) | | 452,561,984 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同様。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年8月末日現在)

| 順位 | 銘柄 | 発行地 | 業種 | 数量 (参加権) | 取得価格(円) | | 時価(円) | | 投資 比率 (%) |
|----|---------------------------------|------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | |
| 1 | JPE Future I L.P. | ケイマン 諸島 | リミテッド・ パートナーシッ プ | 1 | 988,500,000 | 988,500,000 | 141,806,463 | 141,806,463 | 31.33 |
| 2 | JPE Medibic I L.P. | ケイマン 諸島 | リミテッド・ パートナーシッ プ | 1 | 340,000,000 | 340,000,000 | 112,733,757 | 112,733,757 | 24.91 |
| 3 | JPE Innovation Engine I L.P. | ケイマン 諸島 | リミテッド・ パートナーシッ プ | 1 | 593,500,000 | 593,500,000 | 110,420,091 | 110,420,091 | 24.40 |
| 4 | JPE Fund Creation I L.P. | ケイマン 諸島 | リミテッド・ パートナーシッ プ | 1 | 960,000,000 | 960,000,000 | 94,818,753 | 94,818,753 | 20.95 |

(注) 当ファンドがリミテッド・パートナーシップを通じて投資していた上場株式(いずれもJPE Fund Creation I L.P. を通じて投資していました。)は、2008年7月に全て売却しております。2009年8月末日現在、当ファンドがリミテッド・パートナーシップを通じて投資している上場株式はありません。

【投資不動産物件】

該当ありません(2009年8月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません(2009年8月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2009年8月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額(円) | 純資産価格(円) |
|-------------------------|---------------|----------|
| 第1会計年度末 (2006年4月30日) | 3,547,301,893 | 9,582 |
| 第2会計年度末 (2007年4月30日) | 2,748,049,982 | 8,498 |
| 第3会計年度末 (2008年4月30日) | 1,777,251,812 | 5,282 |
| 第4会計年度末 (2009年4月30日) | 523,325,230 | 2,425 |
| 2008年9月末日 | 1,239,251,211 | 4,566 |
| 10月末日 | 1,122,669,873 | 4,432 |
| 11月末日 | 1,033,335,174 | 4,315 |
| 12月末日 | 966,433,478 | 4,111 |
| 2009年1月末日 | 927,392,355 | 3,993 |
| 2月末日 | 732,974,556 | 3,202 |
| 3月末日 | 551,871,017 | 2,494 |
| 4月末日 | 523,325,230 | 2,425 |
| 5月末日 | 495,111,094 | 2,292 |
| 6月末日 | 482,936,234 | 2,237 |
| 7月末日 | 476,220,540 | 2,160 |
| 8月末日 | 452,561,984 | 2,030 |

【分配の推移】

該当ありません。

【収益率の推移】

| 会計年度 | 収益率(注) |
|-----------------------------------|---------|
| 第1会計年度 (2005年4月28日～2006年4月30日) | -4.18% |
| 第2会計年度 (2006年5月1日～2007年4月30日) | -11.31% |
| 第3会計年度 (2007年5月1日～2008年4月30日) | -37.84% |
| 第4会計年度 (2008年5月1日～2009年4月30日) | -54.09% |

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の純資産価格(当該会計年度の分配の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格(分配落の額)(第1会計年度の場合、当初発行価格(10,000円))

6【手続等の概要】

有価証券届出書「第一部 証券情報」に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続がなされます。なお、手続の詳細については、「第一部 証券情報」および「第三部 ファンドの詳細情報」、「第2 手続等」をご覧ください。「第三部 ファンドの詳細情報」、「第2 手続等」は、交付目論見書には記載されていませんが請求目論見書に記載されています。

(1) 日本における申込（販売）手続

申込日

平成21年10月31日（土曜日）から平成22年10月29日（金曜日）まで

約定日と受渡日

日本における約定日は純資産価格の計算がなされた後、販売取扱会社が適用される純資産価格および当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとしします。

申込価格と申込手数料

申込価格は、各申込締切日に計算される受益証券の純資産価格です。

申込手数料は、以下のとおりです。

| 申込口数 | 申込手数料 |
|------------|-----------------------|
| 1万口未満 | 申込金額の3.15%（税抜き3.00%） |
| 1万口以上5万口未満 | 申込金額の2.625%（税抜き2.50%） |
| 5万口以上 | 申込金額の2.10%（税抜き2.00%） |

申込単位

1口以上1口単位

買付代金の支払

約定日から起算して日本での4営業日目までに申込金額を販売会社または販売取扱会社に対し支払うものとしします。

受益証券の発行

記名式無額面受益証券

(2) 日本における買戻し手続

買戻日

受益者は毎暦月の最終評価日（以下「買戻日」といいます。）の3営業日前までに、販売会社に対して買戻請求を行った場合には、当該買戻日に対する請求として取り扱われます。

買戻価格と買戻手数料

買戻価格は、関連する買戻日におけるファンドの純資産価格とします。買戻手数料はかかりません。

買戻単位

1口単位

買戻代金の支払

買戻金額は、当該受益者の口座宛てに日本円で電信送金することにより支払うものとします。

買戻請求が制限される場合

買戻請求が制限される場合があります。純資産総額の算定が停止されている期間中は買戻しを実施されません。

7【管理及び運営の概要】

下記は管理及び運営の概要を記載したものであり、その詳細については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」、「第2 手続等」をご覧ください。「第三部 ファンドの詳細情報」、「第2 手続等」は、交付目論見書には記載されていませんが請求目論見書に記載されています。

| | |
|-----------|--|
| (1) 資産の評価 | <p>ファンドの資産</p> <p>各サブ・ファンドの純資産総額は、受託会社により、管理会社と協議の上、信託証書の規定に従い、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において決定されます。受託会社は、各サブ・ファンドの純資産総額を、当該サブ・ファンドの資産総額から当該サブ・ファンドの負債総額を控除して決定します。サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドのファンド証券の特定のクラスに帰属する資産および負債を、当該サブ・ファンドのファンド証券のその他のクラスのファンド証券の保有者ではなく、当該ファンド証券の保有者のみが実質的に負担することを確保できるよう、受託会社が決定する合理的な配分方法に基づき、当該サブ・ファンドのファンド証券の異なるクラス間で配分されます。</p> |
| | <p>発行価格および買戻価格の計算</p> <p>受益証券の純資産価格は、評価日におけるサブ・ファンドの純資産総額を、評価日におけるファンド証券の発行済口数で除して得た数値とします。</p> |

資産の算定の中止

管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1ヶ月を超えない期間、サブ・ファンドの純資産総額（および純資産価格）の決定を停止することができます。また、管理会社がそのように決定した場合にも停止します。管理会社または受託会社がサブ・ファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が（通常の休日以外で）営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合
- (b) サブ・ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合
- (c) サブ・ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合
- (d) 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合。

当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の計算が停止している期間は、ファンド証券の発行、買戻および名義書換は一切行われません。

また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンド、管理会社、またはサブ・ファンドの管理事務代行会社に適用されるマネーロンダリング規制に従うことが必要になると合理的にみなす場合、受益者への書面による通知をもって、かかる受益者へ支払うべき買戻し代金の支払いを停止することができます。

(2) 保管

日本の投資家に販売されるファンド証券の券面は、販売会社において販売会社の名義で保管されます。日本の投資家に対しては、販売会社から預り証が交付されます。ただし、一定の限定された条件を理由として日本の投資家がファンド証券を自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。管理会社は、受益者名簿に登録された者以外の者をファンドの受益者として取り扱う必要はありません。

| | |
|-------------|---|
| (3) 信託期間 | <p>() 存続期間</p> <p>サブ・ファンドは、下記の場合に解散されます。</p> <p>(a) 受託会社と管理会社が合意した場合、</p> <p>(b) 受益者集会において決議された場合、</p> <p>(c) 信託証券締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合、</p> <p>(d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社の代わりとして受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合</p> <p>(e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、管理会社が解散する場合、または管理会社の業務に関して破産管財人が任命された場合で、受託会社が、かかる通知または解散または破産管財人の任命後60日以内に、管理会社の代わりとして管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合</p> <p>サブ・ファンドが解散した場合、受託会社は、かかるサブ・ファンドの全受益者に対して解散の旨を直ちに通知します。</p> <p>また、信託証券に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がサブ・ファンドの存続を決定しない限り、サブ・ファンドは以下の事由の発生により解散します。</p> <p>(a) 2015年4月30日</p> <p>(b) サブ・ファンドの純資産総額が5億円以下になった日で、管理会社がサブ・ファンドを終了する旨をサブ・ファンドの受益者に3か月前に書面で通知することを決定した場合</p> |
| | <p>() 強制償還</p> <p>管理会社は、受託会社と協議の上、() 当該受益者が継続してファンド証券を保有すれば、サブ・ファンドもしくは受益者が関係する法律または規制に違反することになる、あるいは関係する法律または規制を遵守しなければならなくなると管理会社が判断した場合、または当該受益者がファンド証券を保有することから、もしくはそれに関連して、サブ・ファンドまたは受益者に対して訴訟が提起される、またはそのおそれがある場合、予告なくいつでも、() 少なくとも10日前の書面による通知をもって、他の理由のために管理会社の裁量でいつでも、受益者の受益証券の全部もしくは一部を強制的に償還することができます。</p> |
| (4) 計算期間 | サブ・ファンドの計算期間は、毎年4月末日に終了する一年間です。 |
| (5) 信託証券の変更 | 管理会社および受託会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証券の条項を、信託証券に補足証券を付する方法で、改正、変更または追加することができます。 |

| | |
|--------------------|---|
| <p>(6) 開示制度の概要</p> | <p>ケイマン諸島における開示</p> <p>ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドの詳細の記載とともにケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に提出しなければなりません。</p> <p>ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。</p> |
| | <p>日本における開示</p> <p>ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「交付目論見書」）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）を交付します。管理会社は、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。</p> <p>管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知っている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。</p> <p>管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実の販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。</p> <p>ファンドの運用報告書は、日本の知っている受益者に交付されます。</p> |
| <p>(7) 受益者の権利等</p> | <p>受益者の権利等</p> <p>受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券の名義人としてファンドの受益者登録簿に登録されていなければなりません。従って、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の実質上の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら直接に管理会社に対し受益権を行使することができません。これらの日本の実質上の受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。</p> <p>受益者の有する主な権利は次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 分配請求権 () 買戻請求権 () 残余財産分配請求権 () 損害賠償請求権 () 受益者総会での議決権 |

| |
|---|
| <p>為替管理上の取扱い</p> <p>日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻し代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。</p> |
| <p>本邦における代理人</p> <p>森・濱田松本法律事務所</p> <p>東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング</p> |
| <p>裁判管轄等</p> <p>日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。</p> <p>東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号</p> |

第2【財務ハイライト情報】

a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含みます。）を記載しています。これらの記載事項は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表から抜粋して記載したものです。

b. 本書記載のFC J-トラスト - 上場期待日本株ファンド（以下「ファンド」といいます。）の邦文の財務諸表（以下「邦文の財務諸表」といいます。）は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第127条第5項ただし書の適用によるものです。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

c. 本書記載の第3期計算期間（2007年5月1日から2008年4月30日まで）および第4期計算期間（2008年5月1日から2009年4月30日まで）の原文の財務諸表は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等（ケイマン）リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。

1【貸借対照表】
FCJ トラスト 上場期待日本株ファンド
【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第3期 (2008年4月30日現在) | 第4期 (2009年4月30日現在) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 69,192,843 | 5,247,362 |
| リミテッド・パートナーシップに対する投資 | 1,639,847,815 | 116,124,032 |
| 流動資産合計 | 1,709,040,658 | 121,371,394 |
| 繰延資産 | | |
| 創立費 | 4,757,569 | 4,528,500 |
| 繰延資産合計 | 4,757,569 | 4,528,500 |
| 資産合計 | 1,713,798,227 | 125,899,894 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払販売会社報酬 | 733,099 | 217,576 |
| 未払監査報酬 | 9,648,763 | 10,000,000 |
| 未払管理会社報酬 | 439,859 | 130,545 |
| 未払代行協会員報酬 | 293,240 | 87,030 |
| 未払受託者報酬 | 214,834 | 217,635 |
| 未払投資顧問報酬 | 146,620 | 43,515 |
| 流動負債合計 | 11,476,415 | 10,696,301 |
| 負債合計 | 11,476,415 | 10,696,301 |
| 純資産の部 | | |
| 元本 | 3,364,670,000 | 2,158,330,000 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,662,348,188 | 2,043,126,407 |
| 純資産合計 | 1,702,321,812 | 115,203,593 |
| 負債純資産合計 | 1,713,798,227 | 125,899,894 |

【純資産内訳】

(単位：円)

| | 第3期 2008年4月30日現在 | 第4期 2009年4月30日現在 |
|---|---------------------|---------------------|
| 発行目論見書に準拠した純資産 | 1,777,251,812 | 523,325,230 |
| 日本の会計基準に準拠するための調整額 | 74,930,000 | 408,121,637 |
| 日本の会計基準に準拠した純資産 | 1,702,321,812 | 115,203,593 |
| 日本の会計基準に準拠した一口当たりの純資産価格(発行済受益証券336,467口(第3期)および215,833口(第4期)に基づく) | 5,059 | 534 |

添付の財務諸表に対する注記は、貸借対照表および損益計算書を含む財務諸表の一部であります。

2【損益計算書】

FCJ トラスト 上場期待日本株ファンド

【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第3期 (自 2007年 5月 1日 至 2008年 4月 30日) | 第4期 (自 2008年 5月 1日 至 2009年 4月 30日) |
|--------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| リミテッド・パートナーシップに対する投資評価損益 | 1,205,041,127 | 1,005,723,783 |
| 為替差損益 | - | 5,996 |
| 営業収益合計 | 1,205,041,127 | 1,005,717,787 |
| 営業費用 | | |
| 販売会社報酬 | 15,492,427 | 5,602,139 |
| 管理会社報酬 | 9,295,453 | 3,361,284 |
| 代行協会員報酬 | 6,196,968 | 2,240,854 |
| 監査報酬 | 18,793,149 | 10,369,052 |
| 受託者報酬 | 3,917,821 | 2,703,788 |
| 投資顧問報酬 | 3,098,487 | 1,120,427 |
| 管理事務代行報酬 | 399,714 | 340,829 |
| その他費用 | 7,135,025 | 8,289,504 |
| 営業費用合計 | 64,329,044 | 34,027,877 |
| 営業損失() | 1,269,370,171 | 1,039,745,664 |
| 営業外費用 | | |
| 創立費償却 | 6,016,439 | 4,528,500 |
| 営業外費用合計 | 6,016,439 | 4,528,500 |
| 経常損失() | 1,275,386,610 | 1,044,274,164 |
| 特別利益 | | |
| 創立費償却戻入益 | - | 4,299,431 |
| 特別利益合計 | - | 4,299,431 |
| 当期純損失() | 1,275,386,610 | 1,039,974,733 |
| 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 429,372,827 | 104,158,243 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 637,820,018 | 1,662,348,188 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 327,602,722 | 597,138,388 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 327,602,722 | 597,138,388 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 506,117,109 | 42,100,117 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 506,117,109 | 42,100,117 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,662,348,188 | 2,043,126,407 |

[次へ](#)

FC J-トラスト - 上場期待日本株ファンド 財務諸表に対する注記

重要な会計方針

| 項目 | 第3期 自 2007年5月1日 至 2008年4月30日 | 第4期 自 2008年5月1日 至 2009年4月30日 |
|----------------------------------|--|------------------------------------|
| 1. 会計基準 | 当ファンドの財務諸表は、日本で一般に公平妥当と認められている会計基準に準拠して作成されております。 | 同左 |
| 2. リミテッド・パートナーシップへの出資の評価基準及び評価方法 | リミテッド・パートナーシップへの出資 リミテッド・パートナーシップへの出資は、リミテッド・パートナーシップの管理会社により提供される純資産額に基づき、公正な評価額により評価しております。 | 同左 |
| 3. 繰延資産の処理方法 | 創立費 5年にわたり償却しております。 | 同左 |
| 4. 外貨建取引等の処理基準 | 外貨建取引は、取引発生時の外国通貨の額をもって記録しております。外貨建金銭債権債務は、決算日の為替相場により換算し、換算差額は、当期損益に計上しております。 | 同左 |

第3【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス（アジア）リミテッド

取扱場所 香港、クィーンズ・ロード・セントラル1

日本の実質上の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続が行われますが、ファンド証券の保管を販売会社に委託していない場合は、本人の責任で所定の手続きを行う必要があります。名義書換の費用は徴収されません。

受益者集会

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは受益証券当たりの純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとし、

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとし、

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、受益証券当たりの純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとし、

受益者に対する特典、譲渡制限

生命保険、年金等の特別のサービスの付与等の受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

ファンドの詳細情報の項目は次のとおりです。

第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

2 開示制度の概要

3 受益者の権利等

- (1) 受益者の権利等
- (2) 為替管理上の取扱い
- (3) 本邦における代理人
- (4) 裁判管轄等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 販売及び買戻しの実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

- 2003年9月9日 管理会社の設立
- 2005年3月22日 信託証書締結
- 2005年5月9日 ファンドの運用開始

2【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

FC J-トラスト - 上場期待日本株ファンド

(FC J-Trust - Japanese Equities Prospective for Listing Fund)

ファンドの形態

ケイマン籍オープンエンド型契約型投資信託

準拠法

ファンドの設定準拠法は、ケイマン諸島の信託法(2009年改正)および投資信託法(2009年改正)です。

3【監督官庁の概要】

ファンドは、ケイマン投資信託法に基づく「規制された投資信託」であり、従ってファンドは、ケイマン投信法に基づき規制されます。規制された投資信託として、ファンドは、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）の監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがケイマン投信法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなったまたは履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、規制された投資信託が本ファンドのように認可された投資信託であるとき、法に反して認可条件を遵守することなく業務を遂行もしくは遂行を企図する場合、規制された投資信託の監督および管理が、適当かつ適切な方法で行われなかった場合、あるいは、規制された投資信託の管理会社としての地位を有している者が、かかる地位を維持するのに適当かつ適切な者でない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（ ）海外における申込み（販売）

管理会社は、申込の全部もしくは一部を拒絶しまたは受け付けるか否かの裁量を有します。受け付けられた購入申込に関して支払われた申込金額は、ファンド証券に投資されるまでは利益を生じません。拒絶された購入申込に関して受領された金額は、利息を付さず、適用ある銀行の手数料を差し引き、関係書類と共に各投資家の危険負担において返還されます。

ファンド証券の種類は、1種類のみです。ただし、将来ファンド証券のクラスが追加される可能性があります。各投資家は、1口以上1口単位で申し込むことができます。

受益者から要求があった場合には、受託会社によって、または受託会社のためにファンド証券の券面が発行されますが、そうでない場合には、発行する必要はありません。受益者から券面発行の要求がない場合には、管理会社は、ファンド証券を登録式で発行します。ファンド証券の券面上には、管理会社および受託会社の署名がなされることを要します（署名は、ファクシミリによるものでも構いません。）。受益者からファンド証券の券面発行の要求がなされない場合、受益者は、ファンド証券の券面の発行を求めなかったものとみなされ、確認書が代わりに交付されます。ファンド証券の券面または確認書は、当初募集期間の終了後できる限り早く、受益者に送付されます。

ファンドは、当初募集期間の終了後の各追加発行日において、当該追加発行日の直前の評価日時点のファンド証券の純資産価格で、ファンド証券を追加発行することができます。

（ ）日本における申込み（販売）

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、毎暦月の最終評価日に第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。販売の単位は、1口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、各申込締切日におけるファンド証券の純資産価格です。日本における約定日は純資産価格の計算がなされた後、販売取扱会社が適用される純資産価格および当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド受益証券が適合しなくなったときは、ファンド受益証券の日本における販売を行うことができません。

2【買戻し手続等】

() 海外における買戻し

管理会社または受託会社の選択によってファンド証券を買戻すことはできません。ただし、各受益者（原則として販売会社）は、サブ・ファンドによるファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻しは、毎暦月の最終評価日（以下「買戻日」といいます。）に実施されます。

ファンド証券の買戻価格は、関連する買戻日におけるファンドの純資産価格とします。純資産価格は、関連する買戻し日後の5営業日以内に計算されます。買戻手数料は、かかりません。

買戻日にファンド証券の買戻しを実施するためには、受益者が適法に作成し署名した買戻請求書（ファクシミリで送信する場合には、その後、原本を送付することを要します。）が、関連する買戻日の3営業日前の営業日の午後5時（香港時間）までに管理事務代行会社により受領されていることを要します。買戻請求書がファクシミリで送信された場合において、それが管理事務代行会社に到達しなかったとしても、管理会社、受託会社および管理事務代行会社はいずれも、その不到達の結果生じたいかなる損害についても責任を負いません。買戻請求書には、受益証券口数を記載することを要し、ファンド証券は、下記の規定に基づき、サブ・ファンドによって適用ある買戻日の純資産価格で買戻されます。

受託会社は、受益者からの買戻請求書の受領に基づき、買戻請求を充足するための価額（以下「買戻対応額」といいます。）を、買戻請求書の受領の翌営業日に、ジェネラル・パートナーに通知します。それを承けて、ジェネラル・パートナーは、ジェネラル・パートナーが受託会社に返還できる額が買戻対応額を充足しうるか確認します。

まず、(a)買戻対応額を充足するためのリミテッド・パートナーシップ出資返還額の返還は一切なしえないとの客観的事実に基づいてジェネラル・パートナーがそのように判断した場合、受益者が提出した買戻請求書は、その全部につき自動的に失効し、効力を有しないものとして取り扱われます。次に、(b)ジェネラル・パートナーが、買戻対応額の全額を充足するためのリミテッド・パートナーシップ出資返還額を返還しうると判断したにもかかわらず、受託会社が買戻日の4営業日後の日の午後5時（東京時間）（以下「買戻代金の締切時間」といいます。）までに買戻対応額の全部を充足する現金を受領しない場合、受益者が提出した買戻請求書は、その全部につき自動的に失効し、効力を有しないものとして取り扱われます。

同様に、(c)ジェネラル・パートナーが、買戻対応額の一部を充足するリミテッド・パートナーシップ出資返還額のみを返還しうると客観的事実に基づき判断した場合には、受益者が提出した買戻請求書は、その残部につき自動的に失効し、効力を有しないものとして取り扱われます。その場合において、買戻代金の締切時間までにジェネラル・パートナーが受領した現金が買戻対応額の当該部分を充足する額に足りない場合には、当該部分についても、受益者が提出した買戻請求書は自動的に失効し、効力を有しないものとして取り扱われます。なお、受託会社は、サブ・ファンドが買戻請求に応じるために十分な金銭を有しない結果、買戻請求の全部または一部が充足されないことに関し、何らファンドに関する契約義務違反とならず、かつ何ら責任を負いません。

上記(a)、(b)および(c)により失効した買戻請求は、当該失効が生じた買戻日の翌買戻日に買戻請求が行われたものとみなされ、当該買戻請求について全額が支払われるまで同様に繰越されるものとします。管理会社は、買戻請求の対象となったすべてのファンド証券が、最初に買戻請求が行われた日から6ヶ月以内に買戻されることを確保するものとします。

買戻金額は、当該受益者の口座宛てに日本円で電信送金することにより支払うものとします。

買戻しを請求した受益者に対する買戻金額の支払いは、(a)ファックスによる指示後、受益者により適法に署名された買戻請求書の原本を管理事務代行会社が受領し、かつ(b)受益者の署名の真正が管理事務代行会社により確認された時点で行われます。

買戻金額を受益者以外の第三者に対し支払うことは行われません。

サブ・ファンドの純資産価格の算定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しは実施されません。

()日本における買戻し

日本における買戻し請求は、販売会社に対して直接、または販売取扱会社を通じて行われ、受益者は買戻日の3営業日前までに販売会社に対して買戻請求を行った場合には、当該買戻日に対する請求として取り扱われます。買戻しは1口単位とします。日本における買戻しの約定日は、適用される買戻価格が決定した後、適用される買戻価格および当該注文の成立を管理会社からの通知により販売会社が確認した日であり、日本の受益者と販売会社との買戻代金および確認書受渡日は、約定日から起算して日本における4営業日目です。受益証券の買戻価格、買戻請求書の記載事項、買戻請求が拒絶される場合があること、純資産価格の算定が停止されている期間中は買戻しが実施されないことなどは、上記「()海外における買戻し」において記載されるところと同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

()ファンドの資産

各サブ・ファンドの純資産総額は、受託会社により、管理会社と協議の上、信託証書の規定に従い、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において決定されます。受託会社は、各サブ・ファンドの純資産の価値につき、当該サブ・ファンドの資産の価値から当該サブ・ファンドの負債の価値を控除して決定します。サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドのファンド証券の特定のクラスに帰属する資産および負債を、当該サブ・ファンドのファンド証券のその他のクラスのファンド証券の保有者ではなく、当該ファンド証券の保有者のみが実質的に負担することを確保できるよう、受託会社が決定する合理的な配分方法に基づき、当該サブ・ファンドのファンド証券の異なるクラス間で配分されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券の各クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドの各評価時点に、受託会社が決定する支配的な為替レートで当該外国通貨に換算されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する(当該外国通貨に換算された)当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済ファンド証券口数で除して計算されます。当該サブ・ファンドと同一通貨建てのサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

関係するサブ・ファンドに関して本書に別途明示的に記載される場合を除き、各サブ・ファンドの資産価値は、とりわけ、以下の規定に従い決定されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、要求払約束手形、売掛金、前払費用、宣言済または発生済で未受領の配当金および利息の価値は、その額面額であるものとみなされます。ただし、管理会社が、受託会社の同意を得た上で、当該預金、為替手形、要求払約束手形または売掛金はその額面額に満たないと判断した場合はこの限りではなく、かかる場合、その価値は、管理会社が合理的とみなす価値であるものとみなされます。

- (b) 下記の(c)項、(d)項および(e)項の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において時価を付けられ、上場され、取引され、または取扱われている投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前における主要取引所での当該投資対象の最終取引価格を参照して（または売買が行われなかった場合は、直近の買呼値と売呼値の仲値で）行われます。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の相場を形成する者、会社または機関（また、かかるマーケットメーカーが一以上存在する場合は、管理会社が受託会社の承認を得た上で指定する特定のマーケットメーカー）が値付けした投資対象の価値に基づくすべての計算は、当該サブ・ファンドの関係する評価時点またはかかる評価時点の直前にかかる者により値付けされた当該投資対象の直近買呼値と売呼値の仲値を参照して行われます。ただし、主要取引所以外の取引所において支配的な価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供すると管理会社が受託会社と協議の上で判断した場合は、当該価格を採用することができます。
- (c) 買呼値および売呼値または建値が上記(b)項に記載するとおり利用可能でない場合、関係する資産の価値は、管理会社が決定する方法で随時決定されます。
- (d) 時価を付けられ、上場され、取引され、または市場取引されている価格を確認する目的上、受託会社は、当該サブ・ファンドの投資対象の評価に関して、機械化され、かつ/または電子的な評価配信システムを利用し、かつこれに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(b)項における最終取引価格であるものとみなされます。
- (e) 上記にかかわらず、管理会社が、関係する状況を考慮した上で、当該調整またはその他の当該評価方法の利用が関係する投資対象の公正価値を反映するために必要であると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、投資対象の価値を調整するか、またはその他の評価方法の利用を許可することができます。
- (f) 上記(c)、(d) および(e)の制限に従い、サブ・ファンドと同じ日に評価されるマネージド・ファンド(ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人、または類似のオープン・エンド型投資法人またはその他の類似のオープン・エンド型投資ビークルをいいます。)の利益の評価は、同日に計算されるかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当たりの純資産価格か、または管理会社がそのように判断した場合またはかかるマネージド・ファンドがサブ・ファンドと同じ日に評価されない場合には、直近に通知されたかかるマネージド・ファンドの受益権、投資口またはその他の利益当たりの純資産価格(利用できるものがある場合)、または、利用できるこのような価格がない場合には、直近に通知されたかかる受益権、投資口またはその他の利益当たりの償還価格または買付価格によるものとします。

(g) 外国通貨建ての価値(証券または現金のいずれかの価値であるかを問いません。)は、受託会社が、必要とみなされる場合は管理会社と協議の上、その絶対的裁量で、とりわけ、受託会社が関係があると考えるプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で状況に応じ適切とみなすレート(公式レート等であるかを問いません。)で、当該サブ・ファンドの表示通貨に換算されます。

()リミテッド・パートナーシップの資産および負債

関係リミテッド・パートナーシップ契約の規定に従い、当該リミテッド・パートナーシップの純資産総額は、リミテッド・パートナーシップの計算代理人であるファンドクリエーションまたは随時ジェネラル・パートナーにより選任されることのある計算代理人により、リミテッド・パートナーシップの各評価日に計算されます。

リミテッド・パートナーシップの純資産総額は、ジェネラル・パートナーが決定する評価日の時点における純資産総額から負債総額を控除した金額とします。かかる純資産総額の決定はリミテッド・パートナーとしての受託会社に対して拘束力を有するものとします。各リミテッド・パートナーシップの純資産総額の計算における資産および負債の評価は、米国で一般的に適用される会計原則に準じて、ジェネラル・パートナーにより適用されるガイド・ラインにより決定されます。リミテッド・パートナーシップの評価時点における資産の評価は、以下のように行います。

(A) 未公開株式等および上場株式等の評価は、以下の表Aおよび から のとおり定めます。

表A

| | 未公開株式等の 市場性のない有価証券 | 上場株式等の 市場性のある有価証券 |
|-----|----------------------------------|----------------------|
| 評価増 | 直近ファイナンス価格 | 評価日における最終の価格等 |
| 評価減 | 直近ファイナンス価格または回収 可能価額のいずれか低い価額 | 評価日における最終の価格等 |

証券取引所に上場されている有価証券は、主要な一証券取引所における評価日における価格等(評価日に公表される最終の価格がない場合、同日前直近において公表された最終の価格)とします。

上記以外の有価証券で市場性のあるものは、評価日直近の公表されている価格、売買価格又は気配等とします。

市場性のある有価証券で、権利落ちのあった株式で事業年度終了の日において当該株式に係わる新株の発行がなされていないものについては、最終の価格に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額とします。

直近ファイナンス価格は、新株の種類、株式数、発行価額、引受人を勘案し、適正な価格で実施したものと認められる場合に限られます。

評価額には、委託手数料等の取引に付随して発生する費用は含めません。

有価証券等の流動性等を勘案し、最終の価格等から割り引いて評価することがあります。株主割当増資、株式分割等が実施された場合には、一株当りの評価額を見直すものとします。なお、潜在株式がある場合にはその行使価格を考慮して一株当りの評価額を算定しなければなりません。

新株予約権、新株予約権付社債等は直近に行われたファイナンス価格または評価時点における最終の価格等に基づき算定した価額とします。

業績が見込みより著しく悪化している場合には、投資直後であったとしても回収可能価額を見積ります。尚、この見積もりは、特に支障が認められない限りは、下表Bの区分に応じた簡便的な方法により行うことができます。

表B

| 状況 | 評価額 |
|------------------------------------|----------|
| 投資の短期的な状況について懸念がある場合 | 取得価額の75% |
| 投資の長期的な状況について懸念がある場合 | 取得価額の50% |
| 業績回復のため梃入れしなければ投資原価が回収できないと懸念される場合 | 取得価額の25% |
| 投資原価が回収される見込みがなくなった場合 | 備忘価額 |

尚、回収可能価額の見積もりで用いる「取得価額」は、当初の取得価額に投資先企業の状況に応じた評価増あるいは評価減を実施した価額を用いることができます。

上表の「状況」を具体的に例示すると、下記の通りです。なお、その他資産価値に影響を与えと思われる事象についても考慮します。

- ()投資の短期的な状況について懸念がある場合とは、業績が見込みより悪化する場合、事業計画が達成されていない場合、業績が改善する見込みが不明な場合、資金繰りが悪化した場合などをいいます。
- ()投資の長期的な状況について懸念がある場合とは、事業計画の実現が困難で、大幅な見直しが必要と判断される場合、投資時点より純資産が半分以下となっている場合、業績が回復する見込みが乏しい場合、資金繰りが不透明な場合などをいいます。
- ()業績回復のため梃入れしなければ投資原価が回収できないと懸念される場合とは、債務超過の状態が3年以上継続する場合、業績が回復する見込みがない場合、事業計画の実現は不可能である場合、資金繰りが行き詰まる見込みがある場合などをいいます。
- ()投資原価が回収される見込みがなくなった場合とは、民事再生・会社更生法申請がされた場合、銀行取引停止の場合、営業停止の場合、経営者と音信不通の場合、破産した場合などをいいます。

市場性のない有価証券について、ジェネラル・パートナーあるいはジェネラル・パートナーによって任命される可能性のある計算代理人によって、評価減を検討する場合には、管理会社が評価時点で受領しうると合理的に期待できる金額（回収可能価額）を見積り、その価額と客観的な事業に基づく金額とを比較していずれか低い価額とします。各リミテッド・パートナーシップの投資対象たる未公開株式等の評価は、この「リミテッド・パートナーシップの資産および負債」の定めに基づいて、各リミテッド・パートナーシップの投資アドバイザーが提供する数値に基づき、計算代理人としてのファンドクリエーションまたは今後リミテッド・パートナーシップの計算代理人としてジェネラル・パートナーに指名されるその他の者によって行われます。

(B) 未公開株式等および上場株式等以外の資産の評価は、次のように行います。

現金、預金および同様の資産は、発生した金利とともに額面で評価されます。ただし、ジェネラル・パートナーの意見により調整がその評価に影響を与えるとされる場合はこの限りではありません。

以外の資産は、ジェネラル・パートナーが決定した方法で評価されます。

純資産総額の算定において、受託会社はサブ・ファンドが投資する未公開株式等に投資するリミテッド・パートナーシップの純資産総額の計算においてリミテッド・パートナーシップの計算代理人であるファンドクリエーションまたは今後リミテッド・パートナーシップの計算代理人として指名されるその他の者によって提供される純資産総額に依拠します。受託会社はファンドクリエーションまたはそのほかの計算代理人により提供されるかかる純資産総額に悪意なく依拠することについて完全に免責されます。

資産の算定の停止

管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1ヶ月を超えない期間、サブ・ファンドの純資産総額（および純資産価格）の決定を停止することができ、また、管理会社がそのように決定した場合にも停止します。管理会社または受託会社がサブ・ファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が（通常の休日以外で）営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合；
- (b) サブ・ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えると結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合；

- (c) サブ・ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合；または
- (d) 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合。

当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の計算が停止している期間は、受益証券の発行、買戻および名義書換は一切行われません。

また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンド、管理会社またはサブ・ファンドの管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング規制に従うことが必要になると合理的にみなす場合、受益者への書面による通知をもって、かかる受益者へ支払うべき買戻し代金の支払いを停止することができます。

(2) 【保管】

日本の投資家に販売されるファンド証券の券面は、販売会社において販売会社の名義で保管されます。日本の投資家に対しては、販売会社から預り証が交付されます。ただし、一定の限定された条件を理由として日本の投資家が受益証券を自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。管理会社は、受益者名簿に登録された者以外の者をファンドの受益者として取り扱う必要はありません。

(3) 【信託期間】

() 存続期間

サブ・ファンドは、下記の場合に解散されます。

- (a) 受託会社と管理会社が合意した場合、
- (b) 受益者集会において決議された場合、
- (c) 信託証書締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合、
- (d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社の代わりとして受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、管理会社が解散する場合、または管理会社の業務に関して破産管財人が任命された場合で、受託会社が、かかる通知または解散または破産管財人の任命後60日以内に、管理会社の代わりとして管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合

サブ・ファンドが解散した場合、受託会社は、かかるサブ・ファンドの全受益者に対して解散の旨を直ちに通知します。

また、信託証書に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がサブ・ファンドの存続を決定しない限り、サブ・ファンドは以下の事由の発生により解散します。

(a) 2015年4月30日

(b) サブ・ファンドの純資産総額が5億円以下になった日で、管理会社がサブ・ファンドを終了する旨をサブ・ファンドの受益者に3か月前に書面で通知することを決定した場合

()強制償還

管理会社は、受託会社と協議の上、()当該受益者が継続してファンド証券を保有すれば、サブ・ファンドもしくは受益者が関係する法律または規制に違反することになる、あるいは関係する法律または規制を遵守しなければならなくなると管理会社が判断した場合、または当該受益者がファンド証券を保有することから、もしくはそれに関連して、サブ・ファンドまたは受益者に対して訴訟が提起される、またはそのおそれがある場合、予告なくいつでも、()少なくとも10日前の書面による通知をもって、他の理由のために管理会社の裁量でいつでも、受益者のファンド証券の全部もしくは一部を強制的に償還することができます。

(4)【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、毎年4月末日に終了する一年間です。

(5)【その他】

管理会社および受託会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付する方法で、改正、変更または追加することができます。但し、かかる改正、変更または追加は、適法に招集され開催された受益者総会の特別決議による承認がない限り効力を生じません。

2【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

()ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。また、目論見書は、一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）に明記される事項を含まなければならない、ファンドの詳細の記載とともにケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内またはCIMAが認める延長期間内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があるとの情報を取得する、または嫌疑がある場合、CIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行もしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計が適正に監査されうるような十分な会計基準なしに事業を遂行するか、またはその旨意図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 法律、法律に基づく規則、金融庁法（2008年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

ファンドは、毎年10月末日までにCIMAに年次報告書を提出しなければなりません。年次報告書は、純資産、受益者の数、ファンドの業績、投資タイプおよび資金の源泉、受託者および業務提供者など前年4月30日現在のファンドに関する重要な情報を要約します。

ファンドの監査人は、ランキンバーカー（ケイマン）リミテッドです。ファンドの会計は日本の会計基準に準拠し、監査が行われます。

管理事務代行者が、(a) ファンドの資産の一部または全部が目論見書に記載される投資目的および投資制限に従って投資が行われていない、または(b) 受託会社または管理会社が実質的に設立文書または目論見書に従ってファンドの業務または投資活動を行っていないことを了知した場合には、できる限り速やかに以下の行為を行わなければなりません。

- () 受託会社にかかる事項を書面で報告すること。
- () 当該報告書の写しおよび報告書に適用ある証拠をCIMAに提出すること。

また、かかる報告書またはその適切な概要は、ファンドの次期年次報告書、および中間報告書または定期報告書が年次報告書より前に開示される必要がある場合にはかかる中間報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行者は、できる限り速やかに書面で以下の事由をCIMAに通知しなければなりません。

- () 受益証券の売却および買戻しの停止ならびにその理由
- () ファンドの償還予定およびその理由

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの業務に関する書面による報告書を提出するか、または提出を手配しなければなりません。また、報告書にはファンドに関する以下の内容を盛り込まなければなりません。

- () ファンドの名称（過去の全名称を含みます。）
- () 受益者により保有される受益証券の純資産価格
- () 前報告期間からの受益証券の純資産価格の変動率
- () 純資産総額
- () 当該報告期間における売却の口数および価格
- () 当該報告期間における買戻しの口数および価格
- () 当該報告期間末の発行済受益証券総口数

受託会社は、以下を確認した受託会社による署名済みの宣誓書を毎年CIMAに提出するか、または提出を手配しなければなりません。

- () 受託会社の知るかつ信じる限りにおいて、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書が遵守されていること。
- () ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないこと。

() 受益者に対する開示

入手可能なファンドの直近の会計帳簿および記録書類（信託証書、サービス委託契約、申込書の様式、販売・買戻契約、代行協会員契約および事務代行契約を含みます。）は、管理会社および事務代行会社の営業所に備え置かれます。受益者およびその正当な代理人は、自己の受益権に関してのみ、合理的な通知をもって、通常の営業時間中いつでもかかる会計帳簿および記録書類を閲覧し、これらの写しを取得することができます。受益者登録簿の写しも、事務代行会社の営業所に備え置かれます（主たる登録簿は、ケイマンにおいて受託会社が保持します。）。事務代行会社は、管理会社と協力して、各評価日現在の純資産価格を算定します。さらに、ファンドの各会計年度の終了後、合理的に可能な限り速やかに（遅くともファンドの会計年度の終了から5か月以内に）、日本の会計基準に従った監査済年次報告書および監査報告書が作成されます。日本の会計基準に従った中間財務諸表（毎年10月の最終営業日までを対象とするもの）も、ファンドの計算期間中の半期の終了後、合理的に可能な限り速やかに（遅くとも当該半期の終了から3か月以内に）作成されます。かかる財務諸表および報告書の写しは、ファンドの受益者登録簿に記載されている受益者の登録住所に宛て送付されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）においてこれを閲覧することができます。

ファンド証券の販売取扱会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができます。

()投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取り扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b)日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

3【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、受益証券の名義人としてファンドの受益者登録簿に登録されていなければなりません。従って、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の実質上の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、自ら直接に管理会社に対し受益権を行使することができません。これらの日本の実質上の受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりであります。

()分配請求権

各受益者は、管理会社の決定した額の分配金をその保有する受益証券の口数に応じて管理会社に請求する権利を有します。

()買戻請求権

各受益者は、上記「第2 2()」の規定に従ってファンドまたは販売会社に対し買戻を請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社、受託会社、事務代行会社に対し、本信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

なお受益者の管理会社その他の関係者に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に消滅します。

() 受益者総会での議決権

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは受益証券当たりの純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとし、

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとし、

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、受益証券当たりの純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとし、

(2) 【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻し代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、ケイマン諸島および日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されています。

なお日本国財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する代理人は、
弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

であります。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する地域の適用法律に従って行われます。

第4 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

a . 本書記載のFC J-トラスト - 上場期待日本株ファンド(以下「ファンド」といいます。)の邦文の財務諸表は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第127条第5項ただし書の適用によるものです。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

b . 本書記載の第3期計算期間(2007年5月1日から2008年4月30日まで)および第4期計算期間(2008年5月1日から2009年4月30日まで)の原文の財務諸表は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるランキンバーカー(ケイマン)リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。

(1)【貸借対照表】
FCJ トラスト 上場期待日本株ファンド
【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第3期 (2008年4月30日現在) | 第4期 (2009年4月30日現在) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 69,192,843 | 5,247,362 |
| リミテッド・パートナーシップに対する投資 | 1,639,847,815 | 116,124,032 |
| 流動資産合計 | 1,709,040,658 | 121,371,394 |
| 繰延資産 | | |
| 創立費 | 4,757,569 | 4,528,500 |
| 繰延資産合計 | 4,757,569 | 4,528,500 |
| 資産合計 | 1,713,798,227 | 125,899,894 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払販売会社報酬 | 733,099 | 217,576 |
| 未払監査報酬 | 9,648,763 | 10,000,000 |
| 未払管理会社報酬 | 439,859 | 130,545 |
| 未払代行協会員報酬 | 293,240 | 87,030 |
| 未払受託者報酬 | 214,834 | 217,635 |
| 未払投資顧問報酬 | 146,620 | 43,515 |
| 流動負債合計 | 11,476,415 | 10,696,301 |
| 負債合計 | 11,476,415 | 10,696,301 |
| 純資産の部 | | |
| 元本 | 3,364,670,000 | 2,158,330,000 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,662,348,188 | 2,043,126,407 |
| 純資産合計 | 1,702,321,812 | 115,203,593 |
| 負債純資産合計 | 1,713,798,227 | 125,899,894 |

【純資産内訳】

(単位：円)

| | 第3期 2008年4月30日現在 | 第4期 2009年4月30日現在 |
|---|---------------------|---------------------|
| 発行目論見書に準拠した純資産 | 1,777,251,812 | 523,325,230 |
| 日本の会計基準に準拠するための調整額 | 74,930,000 | 408,121,637 |
| 日本の会計基準に準拠した純資産 | 1,702,321,812 | 115,203,593 |
| 日本の会計基準に準拠した一口当たりの純資産価格(発行済受益証券336,467口(第3期)および215,833口(第4期)に基づく) | 5,059 | 534 |

添付の財務諸表に対する注記は、貸借対照表および損益計算書を含む財務諸表の一部であります。

(2)【損益計算書】
FCJ トラスト 上場期待日本株ファンド
【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第3期 (自 2007年 5月 1日 至 2008年 4月 30日) | 第4期 (自 2008年 5月 1日 至 2009年 4月 30日) |
|--------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| リミテッド・パートナーシップに対する投資評価損益 | 1,205,041,127 | 1,005,723,783 |
| 為替差損益 | - | 5,996 |
| 営業収益合計 | 1,205,041,127 | 1,005,717,787 |
| 営業費用 | | |
| 販売会社報酬 | 15,492,427 | 5,602,139 |
| 管理会社報酬 | 9,295,453 | 3,361,284 |
| 代行協会員報酬 | 6,196,968 | 2,240,854 |
| 監査報酬 | 18,793,149 | 10,369,052 |
| 受託者報酬 | 3,917,821 | 2,703,788 |
| 投資顧問報酬 | 3,098,487 | 1,120,427 |
| 管理事務代行報酬 | 399,714 | 340,829 |
| その他費用 | 7,135,025 | 8,289,504 |
| 営業費用合計 | 64,329,044 | 34,027,877 |
| 営業損失（ ） | 1,269,370,171 | 1,039,745,664 |
| 営業外費用 | | |
| 創立費償却 | 6,016,439 | 4,528,500 |
| 営業外費用合計 | 6,016,439 | 4,528,500 |
| 経常損失（ ） | 1,275,386,610 | 1,044,274,164 |
| 特別利益 | | |
| 創立費償却戻入益 | - | 4,299,431 |
| 特別利益合計 | - | 4,299,431 |
| 当期純損失（ ） | 1,275,386,610 | 1,039,974,733 |
| 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 429,372,827 | 104,158,243 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 637,820,018 | 1,662,348,188 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 327,602,722 | 597,138,388 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 327,602,722 | 597,138,388 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 506,117,109 | 42,100,117 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 506,117,109 | 42,100,117 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,662,348,188 | 2,043,126,407 |

(3)【注記表】

FC J-トラスト - 上場期待日本株ファンド 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

| 項目 | 第3期 自 2007年5月1日 至 2008年4月30日 | 第4期 自 2008年5月1日 至 2009年4月30日 |
|----------------------------------|--|------------------------------------|
| 1. 会計基準 | 当ファンドの財務諸表は、日本で一般に公平妥当と認められている会計基準に準拠して作成されております。 | 同左 |
| 2. リミテッド・パートナーシップへの出資の評価基準及び評価方法 | リミテッド・パートナーシップへの出資 リミテッド・パートナーシップへの出資は、リミテッド・パートナーシップの管理会社により提供される純資産額に基づき、公正な評価額により評価しております。 | 同左 |
| 3. 繰延資産の処理方法 | 創立費 5年にわたり償却しております。 | 同左 |
| 4. 外貨建取引等の処理基準 | 外貨建取引は、取引発生時の外国通貨の額をもって記録しております。外貨建金銭債権債務は、決算日の為替相場により換算し、換算差額は、当期損益に計上しております。 | 同左 |

2. 注記事項(貸借対照表関係)

a) 純資産の部 - 元本

| 項目 | 第3期 2008年4月30日 | 第4期 2009年4月30日 |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 期首元本額 | 3,233,690,000円 | 3,364,670,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,312,090,000円 | 59,320,000円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,181,110,000円 | 1,265,660,000円 |
| 期末元本額 | 3,364,670,000円 | 2,158,330,000円 |

b) 元本の欠損

| 項目 | 第3期 2008年4月30日 | 第4期 2009年4月30日 |
|-----|-------------------|-------------------|
| 欠損金 | 1,662,348,188円 | 2,043,126,407円 |

貸借対照表上の純資産は、元本総額を下回っております。

FC J-トラスト - 上場期待日本株ファンド 財務諸表に対する注記

3. 注記事項（損益及び剰余金計算書関係）

| 項目 | 第3期 自 2007年5月1日 至 2008年4月30日 | 第4期 自 2008年5月1日 至 2009年4月30日 |
|-------|--|------------------------------------|
| その他費用 | 主に弁護士費用、広告費及び銀行手数料とその他雑費から構成されます。 | 同左 |
| 分配 | 信託財産により生じた利益は、信託財産に留保し、当期は分配を行っておりません。 | 同左 |

4. 有価証券関係に関する注記

| 項目 種類 | 第3期 自 2007年5月1日 至 2008年4月30日 | | 第4期 自 2008年5月1日 至 2009年4月30日 | |
|----------------------|------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| | 公正な評価額 (円) | 当計算期間の損益 に 含まれた評価損 (円) | 公正な評価額 (円) | 当計算期間の損益 に 含まれた評価損 (円) |
| リミテッド・パートナーシップに対する投資 | 1,639,847,815 | 1,205,041,127 | 116,124,032 | 1,005,723,783 |

5. デリバティブ取引等関係に関する注記

第3期（自 2007年5月1日 至 2008年4月30日）
該当事項はありません。

第4期（自 2008年5月1日 至 2009年4月30日）
該当事項はありません。

6. 関連当事者との取引に関する注記

第3期（自 2007年5月1日 至 2008年4月30日）
該当事項はありません。

第4期（自 2008年5月1日 至 2009年4月30日）
該当事項はありません。

FC J-トラスト - 上場期待日本株ファンド 財務諸表に対する注記

7. 財務諸表の純資産価格と公表された純資産価格の調整

公表された1口当たりの純資産価格は発行目論見書に準拠して計算されています。財務諸表の純資産価格と公表された純資産価格との差異の調整は、次のとおりです。

| | 第3期 2008年4月30日現在 | 第4期 2009年4月30日現在 |
|------------------|---------------------|---------------------|
| 財務諸表の純資産価格 | 1,702,321,812円 | 115,203,593円 |
| 未公開株式等の評価額の調整 | 74,930,000円 | 413,892,568円 |
| その他 | - | 5,770,931円 |
| 公表された純資産価格 | 1,777,251,812円 | 523,325,230円 |
| 発行済受益証券口数 | 336,467口 | 215,833口 |
| 公表された1口当たりの純資産価格 | 5,282円 | 2,425円 |

8. 後発事象に関する注記

2009年5月1日から2009年9月10日までに、当ファンドは以下の通り受益証券の販売及び買戻しを受け付けました。

| 年月 | 口数 | |
|---------|--------|-------|
| | 販売 | 買戻し |
| 2009年5月 | 3,000 | 2,850 |
| 2009年6月 | - | 60 |
| 2009年7月 | 10,000 | 5,472 |
| 2009年8月 | 8,000 | 5,545 |
| 2009年9月 | 10,000 | 2,086 |

(4) 【投資有価証券明細表等】

FC J-トラスト - 上場期待日本株ファンド
投資有価証券明細表

() 株式：

第3期（自 2007年5月1日 至 2008年4月30日）

該当事項はありません。

第4期（自 2008年5月1日 至 2009年4月30日）

該当事項はありません。

() 株式以外の投資有価証券：

| 項目 | | 第3期 2008年4月30日現在 | | 第4期 2009年4月30日現在 | |
|----------------------|------------------------------|---------------------|---------------|---------------------|-------------|
| 種類 | 銘柄 | 取得金額（円） | 評価額（円） | 取得金額（円） | 評価額（円） |
| リミテッド・パートナーシップに対する投資 | JPE Fund Creation I L.P. | 1,110,000,000 | 391,844,921 | 957,000,000 | 45,935,750 |
| | JPE Future I L.P. | 1,140,000,000 | 542,366,708 | 987,000,000 | - |
| | JPE Innovation Engine I L.P. | 720,000,000 | 459,078,896 | 590,000,000 | - |
| | JPE Medibic I L.P. | 420,000,000 | 246,557,290 | 338,000,000 | 70,188,282 |
| 合計 | | 3,390,000,000 | 1,639,847,815 | 2,872,000,000 | 116,124,032 |

添付の財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部であります。

**FC J-TRUST -
JAPANESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND**

BALANCE SHEETS
(Expressed in Japanese Yen)

AS OF APRIL 30, 2009 AND 2008

| | 2008 | 2009 |
|---|------------------------|------------------------|
| | ¥ | ¥ |
| ASSETS | | |
| Current Assets | | |
| Cash and cash equivalents | 69,192,843 | 5,247,362 |
| Investment in Limited Partnerships | 1,639,847,815 | 116,124,032 |
| Total Current Assets | <u>1,709,040,658</u> | <u>121,371,394</u> |
| Deferred Assets | | |
| Unamortized set up fees | 4,757,569 | 4,528,500 |
| Total Deferred Assets | <u>4,757,569</u> | <u>4,528,500</u> |
| Total Assets | <u>1,713,798,227</u> | <u>125,899,894</u> |
| LIABILITIES | | |
| Current Liabilities | | |
| Distributor fees payable | 733,099 | 217,576 |
| Audit fees payable | 9,648,763 | 10,000,000 |
| Management fees payable | 439,859 | 130,545 |
| Agent company fees payable | 293,240 | 87,030 |
| Trustee fees payable | 214,834 | 217,635 |
| Investment advisory fees payable | 146,620 | 43,515 |
| Total Current Liabilities | <u>11,476,415</u> | <u>10,696,301</u> |
| Total Liabilities | <u>11,476,415</u> | <u>10,696,301</u> |
| UNITHOLDERS' EQUITY | | |
| Capital | 3,364,670,000 | 2,158,330,000 |
| Retained Earnings | | |
| Accumulated deficit | <u>(1,662,348,188)</u> | <u>(2,043,126,407)</u> |
| Total Retained Earnings | <u>(1,662,348,188)</u> | <u>(2,043,126,407)</u> |
| Total Unitholders' Equity | <u>1,702,321,812</u> | <u>115,203,593</u> |
| Total Liabilities and Unitholders' Equity | <u>1,713,798,227</u> | <u>125,899,894</u> |
| Unitholders' Equity Represented by: | | |
| Net assets (calculated in accordance with the Offering Memorandum) | 1,777,251,812 | 523,325,230 |
| Adjustment made in accordance with Japan GAAP | <u>(74,930,000)</u> | <u>(408,121,637)</u> |
| Net assets (calculated in accordance with Japan GAAP) | <u>1,702,321,812</u> | <u>115,203,593</u> |
| Net asset value per unit calculated in accordance with Japan GAAP (based on 336,467 and 215,833 units outstanding) | <u>5,059</u> | <u>534</u> |

The accompanying notes to the financial statements are an integral part of these financial statements.

**FC J-TRUST -
JAPANESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND**

STATEMENTS OF OPERATIONS AND RETAINED EARNINGS
(Expressed in Japanese Yen)

FOR THE YEARS ENDED APRIL 30, 2009 AND 2008

| | 2008 | 2009 |
|---|---------------|---------------|
| | ¥ | ¥ |
| Operating Revenue | | |
| Net unrealized loss on investment in limited partnerships | 1,205,041,127 | 1,005,723,783 |
| Foreign exchange gains | - | (5,996) |
| | <hr/> | <hr/> |
| Total operating revenues | 1,205,041,127 | 1,005,717,787 |
| Operating expenses: | | |
| Distributor fees | 15,492,427 | 5,602,139 |
| Management fees | 9,295,453 | 3,361,284 |
| Agent company fees | 6,196,968 | 2,240,854 |
| Audit fees | 18,793,149 | 10,369,052 |
| Trustee fees | 3,917,821 | 2,703,788 |
| Investment advisory fees | 3,098,487 | 1,120,427 |
| Administration expenses | 399,714 | 340,829 |
| Other expenses | 7,135,025 | 8,289,504 |
| | <hr/> | <hr/> |
| Total operating expenses | 64,329,044 | 34,027,877 |
| Operating loss | <hr/> | <hr/> |
| | 1,269,370,171 | 1,039,745,664 |
| Non-operating expenses: | | |
| Amortization of set up fees | 6,016,439 | 4,528,500 |
| | <hr/> | <hr/> |
| Total non-operating expenses | 6,016,439 | 4,528,500 |
| Ordinary loss | <hr/> | <hr/> |
| | 1,275,386,610 | 1,044,274,164 |
| Extraordinary income | | |
| Reversal of amortized set up fees | - | (4,299,431) |
| | <hr/> | <hr/> |
| Total extraordinary income | - | (4,299,431) |
| Net Loss | <hr/> | <hr/> |
| | 1,275,386,610 | 1,039,974,733 |
| Equalization on cancellation of units (increase) | (429,372,827) | (104,158,243) |
| Accumulated deficit, beginning of year | 637,820,018 | 1,662,348,188 |
| Accumulated deficit, decrease | 327,602,722 | 597,138,388 |
| Equalization on cancellation of units (increase) | (327,602,722) | (597,138,388) |
| Accumulated deficit, increase | 506,117,109 | 42,100,117 |
| Equalization on issue of units | 506,117,109 | 42,100,117 |
| Distributions | <hr/> | <hr/> |
| | - | - |
| Accumulated deficit, end of year | <hr/> | <hr/> |
| | 1,662,348,188 | 2,043,126,407 |

The accompanying notes to the financial statements are an integral part of these financial statements.

**FC J-TRUST -
JAPANESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

(Expressed in Japanese Yen)

FOR THE YEARS ENDED APRIL 30, 2009 AND 2008

1. Summary of Significant Accounting Policies

| | For the period from May 1, 2007 to April 30, 2008 | For the period from May 1, 2008 to April 30, 2009 |
|--|---|---|
| 1. Accounting policies | The financial statements are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles in Japan. | Same as the prior period. |
| 2. Valuation Basis and the Valuation Method of Investment in Limited Partnerships | <i>Investment in Limited Partnerships</i> The investment in limited partnerships is fair valued based on net asset value provided by the underlying limited partnerships administrator. | Same as the prior period. |
| 3. Processing Method of Deferred Assets | <i>Set up Fees</i> Set up fees are amortized ratably over five years. | Same as the prior period. |
| 4. Processing Method of Foreign Currency Transactions | Transactions in foreign currencies are translated into Japanese Yen at the exchange rates ruling at the transactions dates. Monetary assets and liabilities expressed in foreign currencies at the balance sheet date are translated into Japanese Yen at the rates of exchange ruling at the balance sheet date. Exchange differences arising are dealt with in the statement of operations. | Same as the prior period. |

**FC J-TRUST -
JAPANESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

(Expressed in Japanese Yen)

FOR THE YEARS ENDED APRIL 30, 2009 AND 2008

2. Notes to the Balance Sheets

a) Unitholders' Equity - Capital

| | <u>As of April 30, 2008</u> | <u>As of April 30, 2009</u> |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| Beginning of year | ¥ 3,233,690,000 | ¥ 3,364,670,000 |
| Purchases | 2,312,090,000 | 59,320,000 |
| Redemptions | <u>(2,181,110,000)</u> | <u>(1,265,660,000)</u> |
| End of year | <u>¥ 3,364,670,000</u> | <u>¥ 2,158,330,000</u> |

b) Losses of Capital

| | <u>As of April 30, 2008</u> | <u>As of April 30, 2009</u> |
|---------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| Accumulated deficit | ¥ 1,662,348,188 | ¥ 2,043,126,407 |

Total Unitholders' Equity (net asset value) in the balance sheet is less than the Capital amount.

**FC J-TRUST -
JAPANESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

(Expressed in Japanese Yen)

FOR THE YEARS ENDED APRIL 30, 2009 AND 2008

3. Notes to the Statements of Operations and Retained Earnings

| | For the period from May 1, 2007 to April 30, 2008 | For the period from May 1, 2008 to April 30, 2009 |
|-----------------------|--|--|
| Other expenses | Other expenses consist primarily of legal, advertising, bank charges and other miscellaneous expenses. | Same as the prior period. |
| Distribution | There were no distributions of income generated from Trust assets. | Same as the prior period. |

4. Note Regarding Investment in Limited Partnerships

| Description | For the period from May 1, 2007 to April 30, 2008 | | For the period from May 1, 2008 to April 30, 2009 | |
|---|--|--|--|--|
| | Fair Value (Yen) | Net unrealized loss included in current earnings (Yen) | Fair Value (Yen) | Net unrealized loss included in current earnings (Yen) |
| Investment in Limited Partnerships | 1,639,847,815 | 1,205,041,127 | 116,124,032 | 1,005,723,783 |

5. Note Regarding Derivatives Transactions

For the period from May 1, 2007 to April 30, 2008
There are no transactions during the period.

For the period from May 1, 2008 to April 30, 2009
There are no transactions during the period.

6. Note to Partnership related party transactions

For the period from May 1, 2007 to April 30, 2008
There are no transactions during the period.

For the period from May 1, 2008 to April 30, 2009
There are no transactions during the period.

**FC J-TRUST -
JAPANESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND**

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

(Expressed in Japanese Yen)

FOR THE YEARS ENDED APRIL 30, 2009 AND 2008

7. Reconciliation between Net Asset Value (“NAV”) per Financial Statements and Published Net Asset Value (“NAV”)

The published net asset value per unit is calculated in accordance with the Offering Memorandum. Reconciliation between the net asset value per financial statements and the published net asset value is as follows:

| | As of April 30, 2008 | As of April 30, 2009 |
|--|-----------------------------|-----------------------------|
| Net asset value per financial statements | 1,702,321,821 Yen | 115,203,593 Yen |
| Adjustments of the unlisted securities valuation | 74,930,000 Yen | 413,892,568 Yen |
| Other | - | (5,770,931) Yen |
| Published net asset value | 1,777,251,812 Yen | 523,325,230 Yen |
| Outstanding Units at end of period | 336,467 Units | 215,833 Units |
| Published net asset value per unit | 5,282 Yen | 2,425 Yen |

8. Note Regarding Subsequent Events

Since May 1, 2009 thru September 10, 2009, the Fund had the following subscriptions and redemptions of units:

UNITS

| <u>Applicable date</u> | <u>Subscriptions</u> | <u>Redemptions</u> |
|------------------------|----------------------|--------------------|
| May 2009 | 3,000 | 2,850 |
| June 2009 | - | 60 |
| July 2009 | 10,000 | 5,472 |
| August 2009 | 8,000 | 5,545 |
| September 2009 | 10,000 | 2,086 |

**FC J-TRUST -
JAPANESE EQUITIES PROSPECTIVE FOR LISTING FUND**

SCHEDULES OF INVESTMENT SECURITIES

(Expressed in Japanese Yen)

AS OF APRIL 30, 2009 AND 2008

() Investment equities:

For the period from May 1, 2007 to April 30, 2008
None.

For the period from May 1, 2008 to April 30, 2009
None.

() Other investment securities:

| Description | Securities Name | As of April 30, 2008 | | As of April 30, 2009 | |
|-------------------------|------------------------------|------------------------|---------------------|------------------------|---------------------|
| | | Nominal Value (Yen) | Fair Value (Yen) | Nominal Value (Yen) | Fair Value (Yen) |
| Limited Partnerships | JPE Fund Creation I L.P. | 1,110,000,000 | 391,844,921 | 957,000,000 | 45,935,750 |
| | JPE Future I L.P. | 1,140,000,000 | 542,366,708 | 987,000,000 | - |
| | JPE Innovation Engine I L.P. | 720,000,000 | 459,078,896 | 590,000,000 | - |
| | JPE Medibic I L.P. | 420,000,000 | 246,557,290 | 338,000,000 | 70,188,282 |
| Total | | 3,390,000,000 | 1,639,847,815 | 2,872,000,000 | 116,124,032 |

The accompanying notes to the financial statements are an integral part of these financial statements.

2【ファンドの現況】

純資産額計算書

(2009年8月末日現在)

| | |
|-------------|--------------|
| ・資産総額 | 463,115,467円 |
| ・負債総額 | 10,553,483円 |
| ・純資産総額(-) | 452,561,984円 |
| ・発行済口数 | 222,906口 |
| ・純資産価格(/) | 2,030円 |

第5【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次の通りです。

| 会計年度 | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第1会計年度 (2005年4月28日～ 2006年4月30日) | 383,908 (383,908) | 13,714 (13,714) | 370,194 (370,194) |
| 第2会計年度 (2006年5月1日～ 2007年4月30日) | 59,760 (59,760) | 106,585 (106,585) | 323,369 (323,369) |
| 第3会計年度 (2007年5月1日～ 2008年4月30日) | 231,209 (231,209) | 218,111 (218,111) | 336,467 (336,467) |
| 第4会計年度 (2008年5月1日～ 2009年4月30日) | 5,932 (5,932) | 126,566 (126,566) | 215,833 (215,833) |

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

第四部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の本書提出日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下の通りです。

| | |
|------------|----------------|
| 2004年10月末日 | 資本金額： 11,500万円 |
| 2009年2月17日 | 資本金額： 5,000万円 |

(2) 会社の機構

管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、1人または取締役会が定めるそれ以上の数以上とされています。設立当初の取締役は、発起人により選任され、その後は、株主総会または取締役により選任されます。取締役の任期は、その選任の際、次回もしくは次々回の定時株主総会の時、特定の事情が生じた時、または特定の期間の経過までと定められます。

取締役会は、取締役または取締役の要求があった場合には、秘書役により随時招集されます。取締役会を開催するための定足数は2名です。ただし、取締役が1名の場合には定足数は1名です。取締役会においては、投票数の過半数の賛成により決議がなされます。賛否同数の場合には、決議はなされません。

投資運用の意思決定機構

管理会社の投資判断は、取締役間の協議によって決定されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2009年8月末日現在、以下のとおり、公募投資信託19本および私募投資信託2本の管理・運用を行っています。

(2009年8月末日現在)

| 国別 (設立国) | 種類別 | 本数 | 純資産の合計(通貨別) |
|-------------|-----|----|-------------------|
| ケイマン | 公募 | 12 | 207,635,892.58米ドル |
| | | 7 | 22,837,650,944円 |
| ケイマン | 私募 | 1 | 12,221,543.41米ドル |
| | | 1 | 346,644,530円 |

3【管理会社の経理の概況】

- a. 管理会社の直近二事業年度の日本語の財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

- b. 管理会社の原文の財務書類は、監査人であるKPMG AZSA & Co.の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を受領しております。

- c. 管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されています。

(1) 【貸借対照表】

FCインベストメント・リミテッド

貸借対照表

2007年及び2008年8月31日現在

(日本円で表示)

| | 注記 | 当期 | 前期 |
|------------------|-----|--------------------|--------------------|
| 流動資産 | | | |
| 現金および現金等価物 | 2 | 112,032,997 | 278,573,883 |
| 売掛金 | 4 | 16,112,270 | 20,447,020 |
| 営業投資有価証券 | 2・3 | 387,002,512 | 100,000,000 |
| その他の流動資産 | | 11,213,026 | - |
| 流動資産合計 | | 526,360,805 | 399,020,903 |
| 固定資産 | | | |
| 投資有価証券 | 2 | 10,000,000 | 10,000,000 |
| 固定資産合計 | | 10,000,000 | 10,000,000 |
| 資産合計 | | 536,360,805 | 409,020,903 |
| 負債 | | | |
| 未払金 | 8 | 1,956,333 | 2,430,478 |
| 負債合計 | | 1,956,333 | 2,430,478 |
| 純資産 | | | |
| 株式資本 | 5 | 115,000,000 | 115,000,000 |
| 利益剰余金 | | 419,020,472 | 291,590,425 |
| その他有価証券評価差額金 | | 384,000 | - |
| 純資産合計 | | 534,404,472 | 406,590,425 |
| 負債及び純資産合計 | | 536,360,805 | 409,020,903 |

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

FCインベストメント・リミテッド

損益計算書

2006年9月1日から2007年8月31日及び
2007年9月1日から2008年8月31日
(日本円で表示)

| | 注記 | 当期 | 前期 |
|-------------|----|---------------------------|---------------------------|
| 収 益 | | | |
| 管理報酬 | | 199,042,416 | 177,395,420 |
| 営業投資損益 | 7 | (31,061,488) | (1,932,500) |
| 受取利息 | | 189,401 | 201,963 |
| 受取配当金 | | 540,000 | - |
| | | <u>168,710,329</u> | <u>175,664,883</u> |
| 費 用 | | | |
| 支払手数料 | 8 | 20,236,703 | 21,878,604 |
| 法務および専門家報酬 | | 3,628,622 | 2,417,446 |
| アドバイザー報酬 | | 3,474,690 | 4,293,030 |
| 支払給与 | | 3,024,210 | 2,862,020 |
| 銀行手数料 | | 521,111 | 464,843 |
| 為替差損 | | 2,243,902 | 658,198 |
| 支払利息 | | 6,868,046 | - |
| その他の営業費用 | 9 | 1,282,998 | 2,713,801 |
| | | <u>41,280,282</u> | <u>35,287,942</u> |
| 当期利益 | | <u><u>127,430,047</u></u> | <u><u>140,376,941</u></u> |

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FCインベストメント・リミテッド

株主持分変動計算書

2007年9月1日から2008年8月31日までの期間

(日本円で表示)

| | 株式資本 | 未処分利益 | 有価証券 評価差額金 | 合計 |
|-----------------|--------------------|--------------------|----------------|--------------------|
| 2007年9月1日現在の残高 | 115,000,000 | 291,590,425 | - | 406,590,425 |
| 発行済株式 | - | - | - | - |
| 当期利益 | - | 127,430,047 | - | 127,430,047 |
| 有価証券評価差額金 | - | - | 384,000 | 384,000 |
| 2008年8月31日現在の残高 | <u>115,000,000</u> | <u>419,020,472</u> | <u>384,000</u> | <u>534,404,472</u> |

2006年9月1日から2007年8月31日までの期間

(日本円で表示)

| | 株式資本 | 未処分利益 | 有価証券 評価差額金 | 合計 |
|-----------------|--------------------|--------------------|---------------|--------------------|
| 2006年9月1日現在の残高 | 115,000,000 | 151,213,484 | (255,745) | 265,957,739 |
| 発行済株式 | - | - | - | - |
| 当期利益 | - | 140,376,941 | - | 140,376,941 |
| 有価証券評価差額金 | - | - | 255,745 | 255,745 |
| 2007年8月31日現在の残高 | <u>115,000,000</u> | <u>291,590,425</u> | <u>-</u> | <u>406,590,425</u> |

添付の注記は、本財務書類の一部である。

FC インベストメント・リミテッド
注記
(日本円で表示)

1. 会社概要

当社は、ケイマン諸島において2003年9月9日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

2. 重要な会計方針

(a)財務書類作成の基礎

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。当社は、会計方針を継続して適用している。

(b)営業投資有価証券

営業投資有価証券は、有価証券及び匿名組合出資を含む。市場価格のある営業投資有価証券は、市場の公正価値により表示される。未実現損益は、純資産に計上されている。市場価格のない営業投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。匿名組合出資は原価に匿名組合が獲得した純損益の持分相当額を加減して表示される。

(c)投資有価証券

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

(d)現金および現金等価物

現金および現金等価物は、銀行預金から成る。

(e)外貨換算

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含められる。

3. 営業投資有価証券

| | 今期 | 前期 |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| FC Jグランドファンド クラスA | 120,864,000 | - |
| FC アントレプレナーファンド | 100,000,000 | 100,000,000 |
| その他の営業投資有価証券 | 166,138,512 | - |
| | <u>387,002,512</u> | <u>100,000,000</u> |

4. 売掛金

| | 今期 | 前期 |
|------|------------|------------|
| 管理報酬 | 16,112,270 | 20,447,020 |

5. 株主資本

| | 今期 | 前期 |
|---|-------------|-------------|
| 授権済： 一株当たり50,000 円の株式 2,300 株 8月31日現在 | 115,000,000 | 115,000,000 |
| 発行済および払込済： 一株当たり50,000 円の株式 2,300 株 8月31日現在 | 115,000,000 | 115,000,000 |

6. 税金

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。当社は、ケイマン諸島の議長から、利益、収益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

7. 営業投資損益

| | 今期 | 前期 |
|------------------------|---------------------|--------------------|
| FCグローバルトラストSVI-SUBファンド | - | (1,932,500) |
| その他の営業投資有価証券 | (31,061,488) | - |
| | <u>(31,061,488)</u> | <u>(1,932,500)</u> |

8. 関係会社間取引

| | 今期 | 前期 |
|------------|-----------|-----------|
| 親会社への未払金 | - | 87,121 |
| 親会社への支払手数料 | 1,843,432 | 1,812,899 |

9. その他の営業費用

その他の営業費用には、以下が含まれる：

| | 今期 | 前期 |
|-------|------------------|------------------|
| 退職金 | 321,480 | - |
| 通信費 | 276,437 | 289,244 |
| 賃借料 | 263,032 | 273,728 |
| 租税公課 | 210,000 | - |
| 保険料 | 140,817 | - |
| 旅費交通費 | 62,072 | 199,413 |
| 雑費 | 9,160 | 1,951,416 |
| | <u>1,282,998</u> | <u>2,713,801</u> |

[次へ](#)

FC Investment Ltd.
Balance sheets as of 31 August 2008 and 2007
 (Expressed in Japanese Yen)

| | Notes | Current year | Prior year |
|---|-------|--------------|-------------|
| Current assets | | | |
| Cash and cash equivalents | 2 | 112,032,997 | 278,573,883 |
| Accounts receivable | 4 | 16,112,270 | 20,447,020 |
| Operational investment securities | 2・3 | 387,002,512 | 100,000,000 |
| Other current assets | | 11,213,026 | - |
| Total current assets | | 526,360,805 | 399,020,903 |
| Long-term investments | | | |
| Other investment securities | 2 | 10,000,000 | 10,000,000 |
| Total long-term investments | | 10,000,000 | 10,000,000 |
| Total assets | | 536,360,805 | 409,020,903 |
| Liabilities | | | |
| Accounts payable | 8 | 1,956,333 | 2,430,478 |
| Total liabilities | | 1,956,333 | 2,430,478 |
| Shareholder's Equity | | | |
| Share capital | 5 | 115,000,000 | 115,000,000 |
| Undistributed retained earnings | | 419,020,472 | 291,590,425 |
| Net unrealized holding gains on securities | | 384,000 | - |
| Total shareholder's Equity | | 534,404,472 | 406,590,425 |
| Total Liabilities and Shareholder's Equity | | 536,360,805 | 409,020,903 |

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Income statements
for years ended 31 August 2008 and 2007
(Expressed in Japanese Yen)

| | Notes | Current year | Prior year |
|---|-------|--------------|-------------|
| Income | | | |
| Management fees | | 199,042,416 | 177,395,420 |
| Loss from operational investment securities | 7 | (31,061,488) | (1,932,500) |
| Interest income | | 189,401 | 201,963 |
| Dividends earned | | 540,000 | - |
| | | 168,710,329 | 175,664,883 |
| Expenses | | | |
| Fees and expenses | 8 | 20,236,703 | 21,878,604 |
| Legal and other professional fees | | 3,628,622 | 2,417,446 |
| Advisory expenses | | 3,474,690 | 4,293,030 |
| Salaries | | 3,024,210 | 2,862,020 |
| Bank charges | | 521,111 | 464,843 |
| Foreign exchange loss | | 2,243,902 | 658,198 |
| Interest expenses | | 6,868,046 | - |
| Other operating expenses | 9 | 1,282,998 | 2,713,801 |
| | | 41,280,282 | 35,287,942 |
| Net income | | 127,430,047 | 140,376,941 |

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Statements of changes in shareholder's equity

Current year

For year from 1 September 2007 to 31 August 2008

(Expressed in Japanese Yen)

| | Share capital | Undistributed retained earnings | Net unrealized holding gains on securities | Total |
|--|--------------------|------------------------------------|--|--------------------|
| Balance at beginning of year | 115,000,000 | 291,590,425 | - | 406,590,425 |
| Shares issued | - | - | - | - |
| Net income | - | 127,430,047 | - | 127,430,047 |
| Net unrealized holding gains on securities | - | - | 384,000 | 384,000 |
| Balance at end of year | <u>115,000,000</u> | <u>419,020,472</u> | <u>384,000</u> | <u>534,404,472</u> |

Prior year

For year from 1 September 2006 to 31 August 2007

(Expressed in Japanese Yen)

| | Share capital | Undistributed retained earnings | Net unrealized holding gains or losses on securities | Total |
|--|--------------------|------------------------------------|--|--------------------|
| Balance at beginning of year | 115,000,000 | 151,213,484 | (255,745) | 265,957,739 |
| Shares issued | - | - | - | - |
| Net income | - | 140,376,941 | - | 140,376,941 |
| Net unrealized holding gains on securities | - | - | 255,745 | 255,745 |
| Balance at end of year | <u>115,000,000</u> | <u>291,590,425</u> | <u>-</u> | <u>406,590,425</u> |

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

Notes to financial statements

(Expressed in Japanese Yen)

1 The Company profile

FC Investment Ltd. (“the Company”), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. (“the Parent”) on 9 September 2003 in the Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds’ assets.

2 Significant accounting policies

(a) *Basis of presenting non-consolidated financial statements*

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is Japanese Yen and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company’s operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

(b) *Operational investment securities*

Operational investment securities comprise securities and investments in silent partnerships. Marketable securities are stated at fair value with unrealised gains or losses and reported in a separate component of shareholder’s equity, less write-offs due to permanent deterioration in the financial condition of investee companies. Non-marketable securities are stated at cost, using the moving average method. Investments in silent partnerships are stated at cost with certain adjustments calculated by equity method.

(c) *Other investment securities*

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

(d) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise deposits at bank.

(e) *Foreign currency translation*

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are included in the income statement.

3 Operational investment securities

| | Current year | Prior year |
|---|--------------------|--------------------|
| FC FUND-J-GRAND ESTATE SECURITIES INVE TRUST CLASS A | 120,864,000 | - |
| FC ENTREPRENEUR FUND | 100,000,000 | 100,000,000 |
| Other operational investment securities | 166,138,512 | - |
| | <u>387,002,512</u> | <u>100,000,000</u> |

4 Accounts receivable

| | Current year | Prior year |
|-----------------|--------------|------------|
| Management fees | 16,112,270 | 20,447,020 |

5 Share capital

| | Current year | Prior year |
|--|--------------|-------------|
| <i>Authorised:</i> | | |
| 2,300 shares of JPY50,000 at 31 August | 115,000,000 | 115,000,000 |
| <i>Issued and paid:</i> | | |
| 2,300 shares of JPY50,000 at 31 August | 115,000,000 | 115,000,000 |

6 Taxation

Under the current system of taxation in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

7 Loss from operational investment securities

| | Current year | Prior year |
|---|---------------------|--------------------|
| FC GLOBAL TRUST - SVI - SUB - FUND OF FC GLOBAL FUND | - | (1,932,500) |
| Other loss from operational investment securities | (31,061,488) | - |
| | <u>(31,061,488)</u> | <u>(1,932,500)</u> |

8 Related party transactions

| | <u>Current year</u> | <u>Prior year</u> |
|---------------------------------|---------------------|-------------------|
| Accounts payable to the Parent | - | 87,121 |
| Fees and expenses to the Parent | 1,843,432 | 1,812,899 |

9 Other operating expenses

| | <u>Current year</u> | <u>Prior year</u> |
|-----------------------------------|---------------------|-------------------|
| Other operating expenses include: | | |
| Retirement expenses | 321,480 | - |
| Communication expenses | 276,437 | 289,244 |
| Rent | 263,032 | 273,728 |
| Tax and duties | 210,000 | - |
| Insurance expenses | 140,817 | - |
| Travel expenses | 62,072 | 199,413 |
| Miscellaneous expenses | 9,160 | 1,951,416 |
| | <u>1,282,998</u> | <u>2,713,801</u> |

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第74条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の中間財務書類は、本国における独立監査人の監査を受けていません。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

FCインベストメント・リミテッド

中間貸借対照表

2009年2月28日現在

(単位：円)

| | |
|----------|--------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 19,715,996 |
| 売掛金 | 6,694,029 |
| 営業投資有価証券 | 128,981,992 |
| 短期貸付金 | 5,000,000 |
| その他の流動資産 | 240,690 |
| 流動資産合計 | 160,632,707 |
| 固定資産 | |
| 投資有価証券 | 10,000,000 |
| 貸倒引当金 | (10,000,000) |
| 固定資産合計 | 0 |
| 資産合計 | 160,632,707 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 1,346,551 |
| 負債合計 | 1,346,551 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 50,000,000 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 109,286,156 |
| 利益剰余金合計 | 109,286,156 |
| 株主資本合計 | 159,286,156 |
| 純資産合計 | 159,286,156 |
| 負債純資産合計 | 160,632,707 |

FCインベストメント・リミテッド

中間損益計算書

自2008年9月1日 至2009年2月28日

(単位：円)

| | |
|------------|--------------|
| 営業収益 | |
| 管理報酬 | 55,939,734 |
| 営業投資損益 | (49,934,469) |
| 受取利息 | 505,481 |
| 受取配当金 | 540,000 |
| | <hr/> |
| | 7,050,746 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 6,192,856 |
| 役員報酬 | 1,441,600 |
| アドバイザー報酬 | 1,441,600 |
| 法務および専門家報酬 | 1,315,430 |
| 銀行手数料 | 400,499 |
| 為替差損 | 3,852,469 |
| 匿名組合出資譲渡損 | 31,149,992 |
| 貸倒引当金繰入 | 10,000,000 |
| その他営業費用 | 990,616 |
| | <hr/> |
| | 56,785,062 |
| | <hr/> |
| 中間純利益 | (49,734,316) |
| | <hr/> <hr/> |

[前△](#)

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、本ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d)それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の計算でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の計算で行為するものとの間で、有価証券（受益証券を除きます。）の売買もしくは貸借をなすまたは金銭の貸借をしてはならない旨、信託証書に規定されています。ただし、かかる制限は、当該取引が信託証書に定められた制限を遵守し、かつ、公認の証券市場または金融市場における、その時々、（ ）当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または（ ）競争価格若しくは実勢利率によって行われる場合については、適用されません。

5【その他】

管理会社の定款は、随時、管理会社の定款の定足数を充たした株主総会の決議により変更することができます。

管理会社の発行済株式は、2009年10月26日付で株式会社ファンドクリエーションから株式会社ファンドクリエーショングループにすべて譲渡されました。

その他、管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド(HSBC Trustee (Cayman) Limited)(「受託会社」)

(1) 資本金の額

2009年8月末日現在 130万米ドル(約1億2,056万円)

(注)アメリカ合衆国ドル(以下「ドル」または「米ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、平成21年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ドル=92.74円)によります。

(2) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島において1981年11月10日に免税会社として設立されました。受託会社は、銀行および信託会社法(2009年改正)に基づき非制限信託会社の免許、および、ミューチュアル・ファンド法(2009年改正)に基づくミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社としての免許を受けております。

2. 藍澤証券株式会社(「代行協会員」「販売会社」)

(1) 資本金の額

2009年8月末日現在 80億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

3. そしあす証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2009年3月末日現在 4,727,234千円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

4. 丸八証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2009年6月末日現在 3,251,856千円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

5. 株式会社ファンドクリエーション(「投資顧問会社」)

(1) 資本金の額

2009年9月末日現在 16億5,900万円

(2) 事業の内容

日本においてアセットマネジメント事業およびインベストメントバンク事業(証券投資等部門、不動産投資等部門)を行っています。

2【関係業務の概要】

1. HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド（HSBC Trustee (Cayman) Limited）（「受託会社」）

受託会社は、各サブ・ファンドの投資対象およびその他の財産および資産を保管しその管理下におき、それらを信託証書の条項に従い保有する責任を負います。その資格において、受託会社またはその代理人または副保管会社は、特に、各サブ・ファンドが直接に投資する投資対象および各サブ・ファンドの現金その他の財産および資産の保管会社として行ないます。受託会社は、管理会社の指示に基づきポートフォリオ・マネジャー、先物取次業者、ブローカー、その他の仲介業者もしくはその他の第三者に預託された各サブ・ファンドの資産または受託会社が適用される法律もしくは規則により保有が禁じられる各サブ・ファンドの資産については責任を負いません。受託会社はまた、信託証書に従い各サブ・ファンドの純資産価額を決定する責任を負います。純資産価額の計算について、受託会社は、サブ・ファンドが投資する未公開株式に投資し、当該免税リミテッド・パートナーシップの計算代理人であるファンドクリエーションまたは随時ジェネラル・パートナーが指名するその他の計算代理人によって提供される、免税リミテッド・パートナーシップの純資産価額に依拠しています。

2. 藍澤証券株式会社（「代行協会員」「販売会社」）

日本におけるファンド証券の代行協会員および販売会社としての業務を行います。

3. そしあす証券株式会社（「販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売会社としての業務を行います。

4. 丸八証券株式会社（「販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売会社としての業務を行います。

5. 株式会社ファンドクリエーション（「投資顧問会社」）

管理会社との間の投資顧問契約に基づき、ファンドの投資についての助言業務を行います。

3【資本関係】

管理会社とその他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2008年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,037であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,049米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,049米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

(ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4 . 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔のまたは犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5 . 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラルパートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2009年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続きには、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2009年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続きの議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる。すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる。すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の

当局が与える本約定の期間は20年間である。

- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受益者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えず、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、
- CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2009年改訂)によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
 - (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

- (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない、この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10 . CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2009年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2007年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2007年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3. 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13 . 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2009年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項） 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、英国以外のどの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

14 . 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）

は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法（2009年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続きおよび投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。

- (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社
に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従っ
て確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に
投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために
必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一
般投資家向け投資信託のために
- (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - (ii) 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取
引を行ってはならない。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社
の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数
の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取
得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産
価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の
サービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行
する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各
会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って
投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書お
よび目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見
書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続きおよび条件。
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続きおよび条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。

- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンドの大券の券面に記載される主な項目は次のとおりです。

表 面

- a. ファンドの名称
- b. 管理会社の登記上の事務所の住所の表示
- c. 表章される口数
- d. 発行年月日
- e. 署 名（管理会社および登録機関）

第5【その他】

交付目論見書に有価証券届出書本文第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として冒頭に記載することがあります。また目論見書の表紙には、ファンドの形態、ファンド、管理会社またはベンチャーキャピタルのロゴ、写真、イラストおよび管理会社の名称およびロゴを記載することがあります。

独立監査人の監査報告書
(日本語訳)

FC J-トラスト - 上場期待日本株ファンドの受託会社及び受益者各位

当監査法人は、FC J-トラスト - 上場期待日本株ファンド（以下「ファンド」という。）の円建表示の財務諸表、即ち、2009年4月30日現在及び2008年4月30日現在の貸借対照表及び投資有価証券明細表、並びに2008年5月1日から2009年4月30日まで、及び、2007年5月1日から2008年4月30日までの計算期間の損益及び剰余金計算書について監査を行った。これらの財務諸表の作成責任はファンドの管理会社にあり、当監査法人の責任は監査にもとづいてこれらの財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、日本における一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し実施することを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、管理会社が採用した会計方針及びその適用方法並びに管理会社によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、日本における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンドの2009年4月30日現在及び2008年4月30日現在の信託財産の状態並びに2008年5月1日から2009年4月30日まで、及び、2007年5月1日から2008年4月30日までの計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、日本の公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

ランキンパーカー（ケイマン）リミテッド
グランド・ケイマン、ケイマン諸島
2009年9月10日

[次へ](#)



RANKIN BERKOWER (CAYMAN) LTD
Certified Public Accountants and Consultants

Corporate Plaza, 1st Floor
24 Howard Street, George Town
P.O. Box 30349, KY1-1202
Grand Cayman, Cayman Islands

Resident Members:

Philip A. Rankin, CPA
Maurice Berkower, CPA

Tel: (345) 949-7818

Fax: (345) 946-0751

E-mail: rankinco@candw.ky

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT

To the Trustee and Unitholders of FC J-Trust - Japanese Equities Prospective for Listing Fund

We have audited the accompanying balance sheets and condensed schedules of investment securities of FC J-Trust - Japanese Equities prospective for Listing Fund (the "Fund"), as of April 30, 2009 and 2008 and the statements of operations and retained earnings for the years then ended, all expressed in Japanese Yen. These financial statements are the responsibility of the Fund's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit.

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of FC J-Trust - Japanese Equities Prospective for Listing Fund as of April 30, 2009 and 2008 and the results of its operations for the years then ended in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

Neither our firm nor the engagement partners have an interest in or relationship with the Fund, which is required to be disclosed pursuant to the provisions of the Certified Public Accountant Law in Japan.

Rankin Berkower (Cayman) Ltd.
Grand Cayman, Cayman Islands
September 10, 2009

An affiliate firm of Acquavella, Chiarelli, Shuster, Berkower & Co., LLP
517 Route 1 - Suite 1002, Iselin N.J. 08830
Telephone (732) 855-9600 Fax (732) 855-9559

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

FC インベストメント・リミテッドの株主各位

当監査法人は、FCインベストメント・リミテッドの2006年9月1日から2007年8月31日に終了する会計期間および2007年9月1日から2008年8月31日に終了する会計期間の日本円に換算された貸借対照表及び損益計算書並びに株主持分変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することである。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FCインベストメント・リミテッドの2007年及び2008年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計期間の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

[署名]

KPMG AZSA & Co

東京

2008年12月26日

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Shareholder of
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying non-consolidated balance sheets of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the related income statements and statements of changes in shareholder's equity for the years then ended, expressed in Japanese yen. These non-consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to independently express an opinion on these non-consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the non-consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of FC Investment Ltd. as of August 31, 2008 and 2007, and the results of it's operations for the years then ended, in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

(KPMG AZSA & Co.)

Tokyo, Japan
December 26, 2008

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[前へ](#)